

会議録
平成 28 年第 3 回更別村議会定例会
第 3 日 （平成 28 年 9 月 20 日）

◎議事日程（第 3 日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 認定第 1 号 平成 27 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 3 認定第 2 号 平成 27 年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 4 認定第 3 号 平成 27 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 5 認定第 4 号 平成 27 年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 6 認定第 5 号 平成 27 年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 認定第 6 号 平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 8 認定第 7 号 平成 27 年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 9 議案第 74 号 平成 28 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）の件
- 第 10 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件
- 第 11 意見書案第 7 号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の件
- 第 12 意見書案第 8 号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の件
- 第 13 意見書案第 9 号 J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書の件
- 第 14 意見書案第 10 号 高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書の件
- 第 15 意見書案第 11 号 平成 28 年 8 月の連続 4 台風による災害対策に関する意見書の件
- 第 16 村政に関する一般質問
- 第 17 議員の派遣の件
- 第 18 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8 名）

議長	8 番	松 橋 昌 和	副議長	7 番	本 多 芳 宏
	1 番	安 村 敏 博		2 番	太 田 綱 基
	3 番	高 木 修 一		4 番	織 田 忠 司
	5 番	上 田 幸 彦		6 番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（０名）

◎地方自治第１２１条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	織 田 忠 司
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	金 曾 隆 雄
総 務 課 長	吉 本 正 美	総務課参事	山 内 昭 男
企画政策課長	高 橋 祐 二	産 業 課 長	本 内 秀 明
住民生活課長	宮 永 博 和	建設水道課長	佐 藤 成 芳
保健福祉課長	安 部 昭 彦	子育て応援課長	新 関 保
診療所事務長	佐 藤 敬 貴	教 育 次 長	川 上 祐 明
学 校 給 食 センター所長	渡 辺 伸 一	農業委員会 事務局 長	小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	末 田 晃 啓	書 記	酒 井 智 寛
書 記	小野山 果 菜		

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 2 番、太田さん、3 番、高木さんを指名いたします。

◎日程第 2 認定第 1 号ないし日程第 7 認定第 6 号

- 議長 長 この際、関連がありますので、日程第 2、認定第 1 号 平成 27 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第 7、認定第 6 号 平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。

お諮りをいたします。認定第 1 号 平成 27 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第 6 号 平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号 平成 27 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第 6 号 平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をしました。

13 日に引き続き審議を続けます。

162 ページから、後期高齢者医療事業特別会計について歳入歳出一括をして審議に入ります。

補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

- 保健福祉課長 それでは、平成 27 年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

後期高齢者医療事業につきましては、都道府県ごとに設置される広域連合により担うこととされており、市町村の役割につきましては保険料の徴収、各種申請の届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなど被保険者に身近な窓口業務を行っているところです。別冊の平成 27 年度各会計の決算資料 27 ページに後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表及び後期高齢者保険料の収入状況を添付してありますので、後ほどご参照お願いいたします。

ます。

それでは、歳入から補足説明させていただきます。162、163ページをお開きください。
款 1 後期高齢者保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、予算現額4,341万8,000円、調定額4,307万7,500円、収入済額4,280万3,960円、収入未済額27万3,540円の決算となっています。

目 1 特別徴収保険料、節 1 現年度分は、調定額、収入済額とも同額で1,227万8,700円で、徴収率は100%となっております。

目 2 普通徴収保険料、節 1 現年度分は、調定額3,071万2,200円、収入済額3,052万5,260円、収入未済額、2件で18万6,940円です。収納率は99.4%となっております。なお、滞納者に対しては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。

款 2 繰入金、予算現額1,226万1,000円、調定額1,128万1,275円、収入済額同額の決算です。

項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金の備考欄、保険基盤安定繰入金938万481円は、保険料の軽減に対する補填分でございます。一般会計で道より4分の3の負担、703万5,360円があり、残り4分の1を村が上乗せしたものととして繰り入れをしております。節 2 その他一般会計繰入金の備考欄、事務費対象分190万794円は、広域連合への事務費負担分136万8,000円と村運営一般事務経費53万2,794円を繰り入れしております。

款 3 繰越金、予算現額13万9,000円、調定額13万8,500円、収入済額同額の決算でございます。

款 4 諸収入、予算現額25万3,000円、調定額、収入済額ともありませんでした。

以上で歳入の補足説明を終わります。

続きまして、歳出の補足説明をいたします。166ページ、167ページをお開きください。
款 1 総務費は、予算現額53万8,000円、支出済額53万2,794円、不用額5,206円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務経費及び賦課徴収に係る経費の支出でございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額5,428万3,000円、支出済額5,350万1,941円、不用額78万1,059円の決算となっております。内訳につきましては、療養給付に係る負担金と事務費の負担金となっております。

款 3 諸支出金、款 4 予備費については、予算の執行ありませんでしたので、全額が不用額となりました。

以上で歳出の補足説明を終わります。

次に、168ページ、実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額5,422万3,735円、歳出総額5,403万4,735円、歳入歳出差引額18万9,000円、実質収支額は同額であります。

以上で後期高齢者医療事業特別会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 歳入の部分の普通徴収保険料の部分ですが、今年度につきましては滞納分ということで8万6,600円、これにつきましては昨年度現年分で滞納された分と同額なので、多分同じ方の部分がそのまま滞納分ということになっていると思うのですが、この18万6,940円はこの2名と同じ方の今年度分ほとんどが収入がないということですのでよろしいでしょうか。

○議長 長 住民生活課長。

○住民生活課長 お話ありましたとおり、同じ方であります。

以上でございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ということは、この未収金についてはほとんど収納がないというような状況ですが、これに対する対策という部分では十分行っているのでしょうか。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 この滞納者につきましては、常に当然本人とのやりとりをしているということはもちろんであります。ただ、収入状況とかいろんな環境といいますか、状況がありまして、それに基づきまして今いろいろお話を進めながら進めているところであります。税とはちょっと違うのですが、保険料につきましては強制執行的なことができない。強制執行といいますか、滞納処分的ないろんな制度が保険料については余りないものですから、いずれにしましても、この折衝といいますか、本人の状況、また支払えるときの状況を常にお話をしながら対応しているというのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 これは保険料ということですので、こうなると医療関係のさまざまな部分をサービスとして受けるわけですから、それが皆さんと同じように受けれるわけですから、その辺の差はなかなかつけれない部分もありますので、この状況ですと多分今年度も同じような状況が続いているのだらうなということもありますので、早急に何らかの対策というものをしっかりしないことには、きっちりと払ってちゃんとサービスを受けている方と何もしないでサービスを受けている方、この差は大きな差が出てきますので、本当に収入的に厳しいというのは皆さん同じですので、何らかの若干でも収入を入れていただくという、全額でなくても少しずつでも入れてもらうという努力はしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今高木議員言われたとおりで、もっともかと思います。今お話しのように努力して努めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 以上で後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、171ページから介護保険事業特別会計について事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括をして審議に入ります。

補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成27年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

別冊の平成27年度各会計決算資料28ページに介護保険事業特別会計事業勘定決算構成表、介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算構成表、29ページに介護保険事業の状況を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

それでは、歳入から補足説明させていただきます。171ページ、172ページをお開きください。款1介護保険料、項1介護保険料、予算現額5,071万8,000円、調定額5,209万9,900円、収入済額5,165万4,100円、収入未済額44万5,800円です。

目1第1号被保険者保険料、節1現年度分は、収入済額5,151万9,600円、収入未済額は3名で7万1,600円、収納率は99.86%となっております。節2滞納繰り越し分は、収入済額13万4,500円、収入未済額、4件で37万4,200円、収納率は26.44%となっております。なお、滞納者に対しては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。

款2使用料及び手数料は、介護予防事業に係る生活援助員派遣手数料で、予算現額15万8,000円、調定額15万8,800円、収入済額が10万円、収入未済額が5万8,800円の決算となっております。なお、収入未済額については、本人宅を訪問の上、納入催告を行い、その収納に努めているところでございます。

款3国庫支出金、予算現額7,488万5,000円、調定額7,252万3,856円、収入済額同額の決算となっております。

項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分は、収入済額5,246万1,631円で、介護給付費に対する国からのルール分の負担分でございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、収入済額2,036万2,000円で、国のルール分として介護予防給付費の5%を基準とし、調整交付金の名目で交付されているものでございます。

目2地域支援事業交付金（介護予防事業）は、いきいき健康クラブ、貯筋塾などの介護予防事業の実施に係る交付金で、40万9,000円の収入未済額でございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、節1現年度分は、家族介護支援、移送サービス、シルバーハウジングの管理事業に係る交付金で、214万1,848円の収入済額です。節2過年度分4万1,337円は、前年度の精算によるものでございます。

目4事業費補助金、収入済額10万8,000円は、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

款4支払基金交付金は、予算現額7,392万6,000円、調定額7,392万4,000円、収入済額同額の決算となっております。

173ページ、174ページをお開きください。項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、2号被保険者に係る保険者の負担分としての収入で、7,339万円の収入済額でございます。

目2 地域支援事業交付金は、介護予防事業の実施に係る交付金で、53万4,000円の収入済額でございます。

款5 道支出金は、予算現額3,641万円、調定額3,641万612円、収入済額が同額の決算となっております。

項1 道負担金、目1 介護給付費負担金は、介護給付に対する道のルール分の負担で、節1 現年度分で3,511万4,500円の収入済額でございます。

項2 道補助金は、調定額129万6,112円、収入済額は同額です。

目1 地域支援事業交付金（介護予防事業分）は、介護予防事業の実施に係る交付金で、20万4,500円の収入済額です。

目2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、家族介護支援、移送サービス、シルバーハウジングの管理事業に係る交付金で、節1 現年度分で107万924円、節2 過年度分で2万688円の収入済額となっております。

款6 財産収入、予算現額9,000円、調定額8,990円、収入済額同額の決算です。介護保険事業基金積立金の預金利子でございます。

款7 繰入金、予算額5,096万3,000円、調定額4,325万8,359円の収入で、収入済額と同額の決算です。

項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金は、介護給付費に係る一般会計からのルール分の繰り入れで、3,311万3,692円の収入済額となっております。

175ページ、176ページをお開きください。目2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、18万9,929円の収入済額でございます。

目3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、収入済額110万2,239円で、それぞれ国及び道の補助事業に伴う、村負担のルール分を繰り入れているものでございます。

目4 低所得者保険料軽減繰入金は、平成27年4月より所得の低い方の保険料の軽減割合が拡大され、その財源として低所得者保険料軽減負担金が充てられます。一般会計の国庫負担金で18万9,000円、これは2分の1に当たります。道負担金で9万4,500円を収入し、村負担分の9万4,500円を加えた37万8,000円を繰り入れたものです。

目5 その他一般会計繰入金は、収入済額616万2,386円で、事務費分399万3,586円と地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）の不足分216万8,800円を繰り入れています。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は、収入済額170万8,113円で、介護給付費がそれぞれのルール分で不足しましたので、繰り入れを行いました。

項3 他会計繰入金、目1 介護保険サービス事業勘定繰入金、収入済額60万4,000円は、介護保険サービス事業勘定の剰余金を繰り入れたものでございます。

款 8 繰越金、予算額378万1,000円、調定額378万1,247円、収入済額同額の決算です。前年度からの繰越金ですが、このうち159万891円が28年度において介護給付費及び介護予防事業交付金の精算に伴う財源となります。

款 9 諸収入、予算額40万5,000円、調定額41万1,200円、収入済額同額の決算です。これは、介護予防事業参加料の収入でございます。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

次に、歳出の補足説明をいたします。177ページ、178ページをお開きください。款 1 総務費、予算現額417万5,000円、支出済額410万1,586円、不用額 7 万3,414円の決算でございます。この会計における経常的な事務費、賦課徴収費、認定審査会経費及び認定審査会の共同設置負担金などの経費でございます。前年度と比較して20万6,458円減少しておりますが、介護保険システムの改修に係る北海道自治体システム協議会負担金の減27万円が主な要因でございます。

款 2 保険給付費、予算現額 2 億7,158万6,000円、支出済額 2 億6,490万9,537円、不用額 667万6,463円の決算です。

項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費での支出済額が 2 億2,168万5,424円で、不用額452万5,576円、不用額は法定居宅サービス費で46万5,717円、法定施設サービス給付費で143万1,263円、地域密着型居宅介護サービス給付費で69万8,652円、地域密着型施設介護サービス給付費で146万9,218円の執行残が主なものでございます。

項 2 介護サービス等諸費、目 1 介護予防サービス等諸費での支出済額が1,636万3,898円、不用額が56万6,102円で、地域密着型介護予防サービス事業給付費で32万7,095円、介護予防福祉用具購入給付費で 9 万9,318円の執行残が主なものでございます。

項 3 高額介護サービス費、179、180ページをお開きください。目 1 高額介護サービス費の支出済額は539万5,881円で、不用額が19万1,119円の決算です。

項 4 高額医療合算介護サービス費、目 1 高額医療合算介護サービス費の支出額が27万2,154円で、不用額が52万7,846円となっております。

項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費は、支出済額2,119万2,180円で、不用額86万5,820円となっております。

款 3 地域支援事業費は、予算現額1,063万5,000円、支出済額1,016万5,123円、不用額46万9,877円の決算です。この事業は、65歳以上の高齢者に対する介護予防事業のほか、任意事業としての生活援助員の配置を実施しているものでございます。

項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 2 任意事業費であります。支出済額で354万7,176円、不用額が33万7,824円の決算となっております。不用額の主なものは、節13委託料でシルバーハウジング管理業務委託料の執行残29万824円が主なものです。

続きまして、181ページ、182ページをお開きください。款 4 基金積立金、予算現額13万7,000円、支出済額13万432円、不用額6,568円の決算でございます。前年度の剰余金、基金積立金の利子を積み立てしております。

款 5 諸支出金、予算現額372万2,000円、支出済額372万1,870円、不用額130円となっております。

項 1 過年度過誤納還付金、目 1 過年度過誤納還付金も同額でございます。前年度分の介護給付費等の精算による還付金を支出しているものです。

款 6 予備費、予算現額100万円、充用支出はありませんでしたので、全額不用額となっております。

次に、183ページ、実質収支に関する調書をごらんください。1、歳入総額 2 億8,507万2,364円、2、歳出総額 2 億8,302万8,548円、3、歳入歳出差引額204万3,816円、5 番目の実質収支額同額であります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の補足説明をいたします。

最初に、歳入の補足説明をいたします。186ページ、187ページをお開きください。款 1 サービス収入、予算現額156万円、調定額156万2,320円、収入済額同額でございます。

項 1 予防給付費収入、目 1 新予防計画策定費収入も同額です。包括支援センターが介護予防支援事業所の指定を受け、新予防計画策定費として介護報酬を収入しているものでございます。

款 2 繰越金、予算現額 6 万3,000円、調定額 6 万3,935円、収入済額同額です。これは、前年度からの繰越金であります。

款 3 諸収入、予算現額1,000円で、収入実績はありませんでした。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の補足説明をいたします。188ページ、189ページをお開きください。款 1 サービス事業費、予算現額102万円、支出済額91万5,930円、不用額10万4,070円の決算となっております。

項 1 居宅支援サービス事業費、目 1 居宅支援サービス事業費につきましては、この会計における包括支援センターの経常的な一般事務経費等の支出です。

目 2 新予防計画策定事業費につきましては、要支援 1、2 の高齢者を対象にした予防計画の策定で87万3,700円を支出しております。

款 2 繰出金、予算現額60万4,000円、支出済額も同額の決算となっております。この会計の剰余金を介護保険事業特別会計の事業勘定へ繰り出しているものでございます。

以上で歳出の補足説明を終わります。

次に、190ページ、実質収支に関する調書をごらんください。1、歳入総額162万6,255円、歳出総額151万9,930円、歳入歳出差引額10万6,325円、実質収支額同額であります。

以上で介護保険事業特別会計サービス事業勘定の決算の補足説明とさせていただきます。
○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ちょっと確認させてください。177ページの款2の保険給付費の関係で目1の介護サービス等諸費の関係で、当初の予算から補正予算で増額して、不用額が452万5,576円ということで、この主たる要因は負担金補助及び交付金という形になっていますけれども、内容のほうをもう少し詳細についてのご説明をいただければというふうに思います。

○議 長 保健福祉課長。

○保健福祉課長 済みません、ちょっと。

○議 長 休憩入れますか。

○保健福祉課長 済みません。探すので、時間下さい。

○議 長 暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 補正予算で第3回補正で180万1,000円を補正しましたが、地域密着型介護サービス給付費のほうに428万8,000円、地域密着型居宅介護サービス給付費に118万3,000円をふやしておりまして、法定居宅サービス給付費で602万6,000円、居宅介護支援給付費で91万2,000円、福祉用具購入費で18万3,000円の差し引きで180万1,800円を増額したわけなのですが、実際に減額した分については不用額が10万円台なのですが、増額したほうについて、例えば法定施設サービス給付費で361万1,000円増額しているのですが、思ったより最終的に伸びがなくて不用額が143万1,000円、地域密着型施設介護サービス給付費で428万円ふやしておりますが、それも介護度等の関係がありまして最終的に不用額が148万9,218円というようなものの積み重ねとなってこの額が出ております。そういう形でふやしたものの、減らしたものの差し引きでその額となっております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2 番太田議員 同じ質問、177ページの項2の介護予防サービスのところで補正額が結構出ていて、ここの補正に至った部分、当初の予算よりも1,000万近く減額されている部分の補足説明をお願いします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この関係で居宅介護予防サービス給付費ということで、その補正額679万6,000円の減額、地域密着型介護予防サービス給付費で349万9,000円を減額しております。さらに、住宅改修費で22万1,000円、介護予防サービス計画給付費で6万4,000円減額しておりまして、一番その中で多く残ったのは地域密着型介護予防サービス給付費で32万7,093

円が残っているということで、当初介護予防サービスのほうで要支援の方たちを組んでいたのですけれども、その人たちの実績が落ちたため補正予算で減額させていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ありがとうございます。それは、介護予防サービスを受けれる人が審査の結果減ったということでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 要支援1、2の方が減ったというわけではなくて、予防サービスを希望する方が実際のところ受けていても受けない方とかで、実際予防給付のほうに回っている方とか利用している方が減少したためです。ただ、要支援1、2の部分については予防サービスの要望がなくなるわけではなくて、実際に自分で必要であるか、必要でないかの判断において人数が減っているということでございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 介護予防サービスを受ける人が減ったということで、国では介護予防に力を入れていて、健康寿命を延ばしていくという、重度にならないでいくということを目指しているのですけれども、介護予防を受ける人が減ってきたという、何かそういう理由というものあるのでしょうか。

(「ちょっと時間いただけますか」の声あり)

○議 長 答弁調整のため休憩を入れます。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 減った原因としては、通所介護、俗に言うデイサービスの部分は当初25名で見ていた分が実質13名が今通っていると。それと、介護度が変わって、法定居宅サービスのほうですとか訪問リハビリとか、そちらのほうに介護度が上がったため移ったということでこちらのほうが減ったということでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 先ほどご説明いただいた中で今ちょっと数字を落としていて確認させていただいたのですけれども、減額の内容は金額の内容は理解できたのですけれども、具体的な金額ではなくて内容等について全くわからない部分ありますので、説明いただければというふうに思います。

○議 長 具体的に内容というのは。

○1 番安村議員 先ほどの452万5,576円。

○議 長 不用額の。

○1 番安村議員 ええ。金額は今確認したのですけれども、確認というか、ある程度理解できたのですけれども、その内容というか、減額になっているその内容というか、金額ではなくて、どういう動向でなったのかということ。

○議 長 要するに452万円の不用額がどうしてこの大きな額残っているかということでしょう。

○1 番安村議員 そうです。

○議 長 簡潔に言うと。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 残った金額の大きなものは、先ほど言った地域密着型施設介護サービス給付費、これコムニの里さらべつさんです。その部分の額で146万9,000円が減ったと。これは、その人の介護度ですとか、介護度によって単価が決まるのですけれども、そういうものの異動とか人の入れかわりとかがありますとこの額が変動していきます。あと、それと同じ理由でグループホームの関係でも143万1,263円減額と、これが大きな2大要因ということになっております。

以上です。

○議 長 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、193ページから簡易水道事業特別会計について歳入歳出を一括して審議に入ります。
佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、決算書193、194ページの歳入から説明させていただきます。

款1 分担金及び負担金は、予算現額77万1,000円、収入済額81万5,000円となっております。これは、給水工事に伴う負担金です。

款2 使用料及び手数料は、予算現額3,379万5,000円、収入済額3,352万7,960円で、収入未済額は30万170円となっております。

項1 使用料、目1 水道使用料で収入未済額は同額となっております。内容は、現年度分24件、13万4,620円、過年度分8件、16万5,550円です。8月20日現在で11万1,020円を徴収し、残り18万9,150円が収入未済額となっております。引き続き収入に努めているところであります。

款3 繰入金、予算現額1,314万2,000円、収入済額1,289万2,000円です。

款4 繰越金、予算現額15万4,000円、収入済額15万4,446円です。

款5 諸収入、予算現額2,000円で、収入済額はございません。

以上で歳入を終わらせていただきます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。197、198ページをお開きください。款1 水道経営費、予算現額3,823万8,000円、支出済額3,785万119円、不用額38万7,881円となっています。

項1 水道経営費、目1 水道管理費の主な事業は、備考欄(1)、水道施設維持管理経費の節15工事請負費と節18備品購入費は、8年で交換しますメーターの取りかえ経費です。節19負担金補助及び交付金は、中札内共同施設維持管理経費となっております。備考欄(4)、水道施設整備事業の節15工事請負費で南札内系統塩素注入設備設置工事を実施しております。事業内容は、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の簡易水道事業特別会計建設事業費調べの7ページをご参照願います。不用額の主なものは、節19負担金補助及び交付金29万4,688円で、備考欄(1)、水道施設維持管理経費の中札内村広域共同管理負担金で水道施設修繕費の執行残によるものです。

目2 受水費は、予算現額892万6,983円で、支出済額も同額の892万6,983円です。十勝中部広域水道企業団からの受水に対する負担金でございます。

199、200ページをお開きください。款2 公債費は、予算現額952万6,000円、支出済額952万4,704円で、不用額1,296円となっております。

款3 予備費、予算現額10万円で、不用額は同額となっております。

201ページをお開きください。実質収支に関する調書で、1番、歳入総額4,738万9,406円、2、歳出総額4,737万4,823円、3、歳入歳出差引額1万4,583円、5、実質収支額も同額の1万4,583円となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

この際、午前11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、204ページから、公共下水道事業特別会計について歳入歳出を一括して審議に入ります。

補足の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、204、205ページの平成27年度公共下水道事業特別会計の決算について説明させていただきます。

それでは、歳入から説明させていただきます。款 1 分担金及び負担金、予算現額174万8,000円、収入済額174万8,800円となっております。

款 2 使用料及び手数料、予算現額4,679万4,000円、収入済額4,652万2,020円です。収入未済額24万2,670円となっております。

項 1 使用料、目 1 下水道使用料で収入未済額は18万9,420円で、内容は現年度分21件、11万4,020円、過年度分 7 件、7 万5,400円です。8 月20日現在で 8 万9,780円を徴収し、残り 9 万9,640円が収入未済額となっております。

目 2 農業集落排水施設使用料の収入未済額は7,350円で、内容は現年度分 2 件、5,400円、過年度分 1 件、1,950円です。8 月20日現在で5,400円を徴収し、残り1,950円が収入未済額となっております。

目 3 個別排水処理施設使用料の収入未済額 4 万5,900円で、内容は現年度分はなく、過年度分 1 件 4 万5,900円です。8 月20日現在で7,400円を徴収し、残り 3 万8,500円が収入未済額となっております。引き続き収入に努めているところでございます。

款 3 国庫支出金、予算現額132万3,000円、収入済額、同額の132万3,000円です。公共下水道事業計画変更業務によるものです。

款 4 繰入金、予算現額8,155万6,000円、収入済額7,975万9,000円です。

款 5 繰越金、予算現額15万6,000円、収入済額15万9,595円です。

206、207ページをお開きください。款 6 諸収入、予算現額40万2,000円、収入済額40万77円です。

項 2 貸付金元利収入、目 1 水洗便所改造等資金預託金元利収入も支出済額は同額でございます。

款 7 村債、予算現額1,420万円、収入済額、同額の1,420万円です。個別排水処理施設整備事業分です。

以上で歳入を終わります。

続きまして、歳出に入らせていただきます。208、209ページをお開きください。款 1 総務費、予算現額6,518万9,000円、支出済額6,339万3,344円、不用額179万5,656円となっております。主な不用額は、項 2 施設管理費、目 1 下水道施設管理費で、節11需用費の不用額10万198円は浄化センター燃料費と電気料の執行残、節12役務費の不用額18万5,822円は下水道汚泥運搬処理料の執行残、節16原材料費の不用額20万円は修繕、補修用資材費の執行残です。

目 2 農業集落排水施設管理費で節11需用費の不用額62万309円は、公共ますの修繕費及び処理場修繕費の執行残が主なものです。

210、211ページをお開きください。目 3 個別排水施設管理費で節11需用費の不用額49万8,763円は、施設修繕費の執行残が主なものです。

款 2 事業費、予算現額2,673万1,000円、支出済額2,639万9,490円で、不用額33万1,510円となっております。主な事業は、項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費、備考欄（1）、

下水道施設整備事業、節13委託料で公共下水道事業計画変更業務を実施しております。昨年度は節15工事請負費で浄化センター電気設備、監視装置更新工事を実施しておりました。主な不用額は、節15工事請負費の30万円で、公共ます設置工事の執行残となっております。

項3個別排水処理施設整備費、目1個別排水処理施設整備費については、備考欄(1)、個別排水処理施設整備費、節15工事請負費で10基の整備を図っております。事業内容は、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の公共下水道事業特別会計の建設事業費調べ8ページをご参照願います。

款3公債費、予算現額5,415万9,000円、支出済額5,415万8,152円、不用額848円となっております。長期債償還元金と長期債償還利子でございます。

212ページ、213ページをお開きください。款4予備費、予算現額10万円で、不用額は同額となっております。

214ページをお開きください。実質収支に関する調書で、1、歳入総額1億4,410万9,492円、2、歳出総額1億4,395万986円、3、歳入歳出差引額15万8,506円で、5、実質収支額も同額の15万8,506円になっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 205ページの個別排水施設使用料で4万5,900円ですが、これは過年度分の滞納分ということですよ。現年分はないということなのですが、何名かはわかりませんけれども、ことしはないということはことしは払われているということなのですか、その辺ちょっと伺います。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 平成27年度分については、全額納付していただいているということでございます。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 そしたら、現年分は払われているということなのですが、過年度分は徴収されていないのですか、一銭も。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 過年度分につきましては、27年度分は使用されていない方です。

○7番本多議員 使用されていないから発生しないということか、そういうことであればわかります。

○建設水道課長 村外に転出された方が1件残っております。その方から今徴収しているという状況でございます。

○議長 長 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

各特別会計の歳入歳出決算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 資料の関係の部分の財産に関する調書の中で1点ちょっとお伺いさせていただきます。

ページ数……

○議 長 財産はこれからやります。この後。

○1 番安村議員 先走って済みません。

○議 長 全般を通してどうぞ。

(「特別会計」の声あり)

○議 長 特別会計だけです。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で各特別会計の歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

続いて、215ページ、財産に関する調書に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 財産に関する調書につきまして補足説明させていただきます。

215ページになります。1、土地の部、(1)、行政財産では、年度末現在高1,435万9,170平米で、前年度比較4,714平米の増となっております。公共用財産、公園4,533平米の減は、普通財産、その他に異動後売却しております。公共用財産、その他の施設1平米の増は、牧場用地分筆により地積錯誤によるものでございます。公共用財産、その他397平米の増は、景観保全対策のため購入したものでございます。その他8,849平米の増は、道営事業に係る用地が北海道から譲与された土地で5筆、5,697平米、肥培かんがい施設用地7筆、3,152平米が農林水産省から譲与されたものでございます。

(2)、普通財産では、年度末現在高251万7,307平米で、前年度比較1,503平米減となっております。宅地でコムニ団地3区画を売却したことによるものでございます。

(2)の1、山林で立木の推定蓄積量は6,202立方メートル増の24万5,579立方メートルとなっております。

216、217ページをお開きください。2、建物の部、木造欄、行政財産、公共用財産、公営住宅565平米の増は若葉団地2棟7戸を建てかえにより取得し、その他の施設58平米の増は景観保全対策により住宅兼店舗230.04平米、物置35.64平米を購入し、商工会館207.36平米を譲与したものでございます。普通財産55平米の減は、更別バス待合所を譲与したものでございます。

217ページになります。非木造の公営住宅819平米の減は、若葉団地4棟14戸と各戸に設置しております物置を取り壊したことによるものでございます。

木造と非木造合計251平米の減で、決算年度末現在高7万3,717平米となるものでございます。

218、219ページをお開きください。3、基金につきましては、219ページの集計欄、(1)、土地開発基金、一般会計9基金及び特別会計2基金総計で51億7,509万519円の残高となっております。それぞれの基金の3列目、決算年度中増減高の欄は平成27年4月から5月の、右から2列目、債権または債務の欄は平成28年4月から5月のそれぞれ出納整理期間中に取り崩した額、利子積み立て分及び積み増し分を記載しております。前年度比較で3億7,038万1,111円の減となりました。

なお、各基金の詳細は、別添の平成27年度基金管理運用状況調べも提出させていただいておりますので、ご参照願います。

220、221ページをお開きください。4、有価証券の増減はありません。

5、出資による権利では、出資金で十勝中部広域水道企業団で197万円は、事業実施に伴う償還分を出資したことによる増となっております。決算書、歳出の78ページ、それから簡易水道費の出資金と一致します。出捐金の増減はありません。決算年度末現在高2億1,522万6,536円となっております。

6、その他で北海道備荒資金組合納付金状況は、新規納付金はありませんが、当組合の備荒基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正により普通納付金限度額が1億5,000万円から3億円に引き上げられ、超過納付金の限度額は普通交付税の算定に用いられる基準財政需要額の2分の1が限度となりました。本村は、13億円程度まで納付が可能となっております。普通納付金は、配分率が有利であることから、超過納付金から振りかえ手続きをし、限度額までふやしております。決算年度中増減高、計の欄567万3,345円の内訳は、普通納付金207万2,842円、超過納付金360万503円の配分で、決算年度末現在高10億9,052万3,666円となっております。

222ページをお開きください。7、物品では、1つの物品購入価格が30万円以上を掲載しております。土木機械で小型除雪機1台購入による増、車両でトラクターと乗用車を購入し、2台増となっております。雑機械及び器具で戸籍重機連携サーバー、カラーテレビなど6台減、FF式温風暖房機、ロータリーモア、蒸気ボイラー、器具殺菌庫4台増で差し引き2台の減となっております。

8、無体財産権は、異動がございません。著作権11につきましては、北海道電子自治体共同開発協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1 番安村議員 それでは、改めて、215ページの行政財産の中で今ご説明いただきました中ほどの公園の4,533平米についての異動を図って売却をなされたという形でございますけれども、これについて多分NOSA I だと思うのですけれども、その点の確認だけさせていただきますと思います。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 行政財産から普通財産へ異動して、十勝NOSA I の移転改築用地として売却したものでございます。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 そういう内容でございまして、今吉本課長から説明ありましたように、公園から一応その他といいますか、一般の部分に異動させて処分したという説明を今受けましたけれども、多分私の記憶の中では、今回の処分に当たってあそこは公園条例に守られているのではないかとというご質問をさせていただいた経過があると思うのですけれども、公園から外れているという回答をいただいた記憶がございます。公園に入っていないのだという説明を受けたのですけれども、一応条例の中であそこが公園という形であれば、正式にかけていただいて公園から外すという形でなければならないのではないかとというふうに判断しておりますけれども、その点の確認といいますか、その動向についてちょっと確認の意味を含めて説明いただければというふうに思っています。

○議 長 すぐ確認できますか。

(何事か声あり)

○議 長 休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時24分 再開

○議 長 休憩前に続き会議を再開をいたします。

本内産業課長。

○産業課長 先ほどご質問いただきましたふるさとプラザの売却の件でございますけれども、昨年9月に公園設置条例の一部を改正する条例を提案させていただきまして、ふるさとプラザから当該面積除外をして、普通財産に異動後売却したということでございます。

以上です。

○議 長 ほか質疑ございませんか。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 以上で財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから認定第1号 平成27年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第1号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については認定することに決定をしました。

次に、認定第2号 平成27年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号 平成27年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号 平成27年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、認定第4号については認定することに決定をしました。

次に、認定第5号 平成27年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、認定第5号については認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号 平成27年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、認定第6号については認定することに決定をいたしました。

◎日程第8 認定第7号

○議 長 次に、日程第8、認定第7号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

西山村長。

○村 長 認定第7号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件でございます。

平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別冊のとおり認定に付すものであります。

なお、本村が加入した南十勝消防事務組合が平成28年3月31日をもって解散したため、地方自治法第292条の規定により、準用する地方自治法施行令第5条第3項並びに218条の2の規定に基づき、更別村に継承されました消防団に関する事務の範囲におきまして認定をお願いするものでございます。

なお、この件につきましては山内総務課参事より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご提案申し上げ、認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 山内総務課参事。

○総務課参事 それでは、決算書について補足説明させていただきます。

お手元に配付の南十勝消防事務組合一般会計決算書38、39ページ、所属別調書ををお願いいたします。まず、歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1負担金、収入済額1億4,865万9,000円でございます。これにつきましては、更別支署負担金でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1手数料、収入済額10万6,150円、これにつきましては危険物事務手数料が主なものでございます。

次に、款4繰越金、項1繰越金、収入済額250万4,167円でございます。

次に、款5諸収入、項2雑入、収入済額7万1,545円でございます。これは、自動販売機設置に伴う収入でございます。

収入済額合計1億5,134万862円でございます。

続きまして、次に40、41ページをお開きください。歳出でございます。まず、款3消防費、項1常備消防費でございます。支出済額1億2,430万3,292円でございます。

次に、項2非常備消防費、支出済額1,067万1,789円でございます。

次に、項3消防施設費でございます。支出済額862万1,936円でございます。

更別支署の歳出決算額につきましては、1億4,459万7,017円となります。

収入済額1億4,865万9,000円に對しまして、支出済額1億4,459万7,017円となり、差引額は674万3,845円となっております。通常この金額につきましては繰り越し財源となりますけれども、南十勝消防事務組合解散に伴い、金銭会計に属する財産として継承されてございます。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。次に、更別消防費について説明をさせていただきます。目3更別消防費につきましては、予算現額1,408万3,000円に對しまして、消防団員の報酬、費用弁償のほか、災害補償、退職報奨制度負担金、運営交付金など1,067万1,789円の支出となっております。前年比、更別消防費につきましては112万9,781円の減となっております。不用額341万1,211円につきましては、消防団が出動する災害等がございませんでした。また、各種訓練及び旅費の減が主なものでございます。なお、今回多額の不用額になってございますが、南十勝消防事務組合が解散をし、打ち切り決算となるため、未払い金、また完了した事業等の執行残及び無災害による不用額につきまして補正予算計上せず、構成町村への負担金の減額を行わなかったため、多額の不用額となっております。

次に、34、35ページをお願いいたします。節27公課費におきまして、予備費より9,000円充用してございます。

なお、常備消防費及び消防施設費におきましては、とまち広域消防事務組合議会におき

まして今後決算認定を行う予定でございますので、説明のほうは省かせていただきます。

補足説明につきましては以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第7号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号については認定することに決定をしました。

◎日程第9 議案第74号

○議 長 日程第9、議案第74号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第74号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,393万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,906万2,000円とするものであります。

内容の説明であります。歳出から説明申し上げます。6ページをお開きください。6ページ、款2総務費、項1総務管理費、目4地方振興費におきまして16万2,000円を追加するものでございます。補正の内容でございますが、説明欄にもありますように、情報通信基盤施設修繕費として16万2,000円追加するものでございますが、台風の影響により農村部におけるインターネット用アンテナ設備が破損したため、修理するものでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目3農地費を200万円追加するものでございます。説明欄でございますが、更別村明渠排水事業助成金として200万円追加するものでございます。これにつきましては、農業者みずから明渠排水路を設置する場合に費用の2分の1を助成する事業でございますが、当初予算において100万円の予算を計上させていただいておりますが、今般の台風被害により明渠排水路を掘りたいとの要望が既に数件来ております。助成金でございますので、通常ですと予算の範囲内で打ち切りというふうにな

りますけれども、今般の大雨等の被害防止対策として追加補正させていただくものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費につきまして2,177万1,000円を追加するものでございます。説明欄でございますが、農業用施設災害復旧事業として明渠排水修繕費を1,850万円追加するものでございます。さきの一般行政報告で報告いたしました台風による河川、排水路の被害箇所の修繕を行うため、補正するものでございます。その下、13委託料につきましては、327万1,000円を追加するものでございます。説明でございますが、場所につきましては村道東12号の南10線、11線の間になりますけれども、雨水が東12号道路を横断したため、道路の災害復旧としてポンプアップし、排水を進めてまいりました。現在水位は下がってきており、道路の災害復旧事業としてはほぼ終了しているものでございますけれども、近郊の畑の排水はいまだ必要な状況でございます。現在ポンプを4基設置して進めておりますけれども、引き続き排水作業が必要でございますので、農業用施設災害復旧費として1カ月程度の排水作業に伴う費用を追加補正させていただくものでございます。

続きまして、歳入でありますけれども、5ページをごらんください。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税につきましては、2,393万3,000円を財源補正のため追加するものでございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 確認の意味でもちょっと質問させていただきたいのですが、農業用施設災害復旧事業ということで、明渠排水修繕費、今説明あったわけなのですが、先般専決処分で補正したサラベツ川、要するに国道とそれからサラベツ川の関係です。前回の補正で土のうを積んだと思うのですが、あの処理を今後どういうふうにしているのか、そしてまた国、道が入っていますので、河川の改修に関しては大変難しい部分があるかと思うのですが、今回台風によって激甚指定を受けるような状況になっています。この際、強力に国、道に対して国道の橋の修繕と、それから河川改修、そういったことを村としても強力に進めていただきたいと思いますと思ひまして、その辺も含めて今後の対応について質問したいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきました修繕費の関係でございますけれども、サラベツ川の前回専決させていただきました土のう等の後処理でございますが、こちらにつきましては設置した場所が商業施設のあるところということでございまして、景観上からも隣接する地権者の方から合意を見計らって撤去の要望も来ているところでございます。村としましては、今後災害、大雨の時期、そういったものの時期が過ぎた後に撤去のほう

についても検討してまいりたいと考えておりまして、今回の補正の中には若干そういった予算も見させていただいているところがございます。

また、サラベツ川の国道橋の取り扱いでございますが、ご指摘のとおり懸案事項ということで前回もご説明をさせていただいたところでございますけれども、この機会に国、道に対しまして要請を行い、早急に財産の引き継ぎ及び事業の進捗について求めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、今回の補正の中には1級河川のサラベツ川の危険な箇所についても本来道のほうで行うべきところでもございますけれども、道のほうの対応ができない場合に来春の融雪水等での被害の拡大を抑えるために、そちらのほうも道と協議を進めてまいりたいと考えておりますが、そちらも対応ができるように予算を補正の中に盛り込ませていただいているところでございます。

なお、国と道の財産移管が進まないというお話、前回ご説明させていただいたところでございますが、先週末になってからなのですけれども、今回の台風被害、管内各地で大きな被害がありまして、国が事業を行って道に引き継ぎを行うというのは20条河川というような形になってございますが、こちらの財産移管の進んでいないところ、本村以外にもあるわけでございますけれども、そちらについて今回財産移管のほうを進めて、修繕のほうを本来の河川管理者が行いたいというようなことで、そのように取り進めていく旨の一報といいますか、連絡が来ているところでございますので、今後そちらの進展につきましても期待しているところでございます。いずれにしても、関係各事業が進むにはまだ年数が経過するものと思われますので、引き続き要請等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の説明で大体わかりました。あの場所は、もう数十年来の更別村にわたっての懸案事項でもあります。特に今回農産物の被害も受けたわけなのですけれども、あの場所は今説明のあったとおり住宅もありますし、要するに人に被害があるというようなことで、相当な覚悟をもって強力に要請をしていただきたいと、そういうことであります。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんのご指摘にもありましたけれども、今本内課長のほうから説明申し上げました。村としても強力に要請をしております。実際に振興局あるいは道の道路事務所とか開発とかいう形で現地の視察もしていただいていますし、議会議員の方にも働きかけをしています。ただ、遅々として進まない状況にあるということは非常に大問題であるというふうに考えていますし、幾分これが早く着手していればこのような大きな災害に至らなかったという部分もなきにしもあらずというところもあります。したがって、先ほどお話し申し上げましたように、今回激甚災害ということで国庫補助率のかさ上げ

等々もございます。いろんな部分で関係機関と連携をしながら、また国、道に対しては本当に強く強く働きかけをして、速やかに対応していただくということをこちらから要請をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 関連で質問させていただきます。

今の担当課長のお話で、20条河川については本来河川管理者が行うべきところを農業入っているものですから、農業でやっていくというような状況はわかります。そこで、一報ということで、今後については河川管理者が行っていくということについての再確認なのですけども、これは改修するという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 改修につきましては、財産の引き継ぎが終わった後、河川管理者である北海道のほうで河川改修計画をこの後立てていくというような流れでございますけれども、計画自体は現在ございませんので、財産の移管を進めていただく、財産の引き継ぎを進めていただくと同時に、河川改修の要望について村のほうもこれまでも上げてきているところございますので、引き続き早急に河川改修計画の樹立、また早期実施を求めていくという考えでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 これは前回のサッチャルベツ川にちょっと通じる話なのですが、似たような事例があって、実は河川管理者に改修していただくという状況がありました。そのときには、財産の譲与につきましては非常に急ピッチで本当に短期間の中でやったという経過もございます。ということも踏まえてですが、されていない状況はわかりますけれども、そこをいつまでに仕上げていくかということについてのお答えをいただきたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 引き継ぎが終了していない部分に関してのスケジュールといたしますか、お話につきましては、過去事業を行われたのは昭和の時代でございます、その後に速やかに国から道への引き継ぎが済んでいないというような状況でございます。そうした事情から、平成20年に国、道のほうと協議を進めまして、計画的な引き継ぎについて取り進めを、要望の結果取り進めを行っていただくというようなことになってございます。その結果、部分的に4カ年程度で行っていくというような形でのお約束になっていたわけでございますけれども、現在まだ一部残っている部分がございます。用地の確定等、それぞれ予算が伴うこともございまして、若干お約束したときよりも進んでいない部分もございますが、一部残っている部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり20条河川につきましては財産引き継ぎに関しては、この後全て財産移管を行った上で河川管理者が維持補修等を行うというような旨の考え方で今進めていくというようなお返事をいただいているところでございます。これらが早期に進むというようなことで、今後は河川改修のほうの要望に力を

入れていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長 6番、村瀬さん、最後ですよ。3回目ですからいいですよ、これが最後です。

○6番村瀬議員 答弁としては、経過説明と、それから進む道筋のお話は十分理解しています。ここまできて、そういう一報があるということについて重ねてそれを進めていく、要するに財産管理を協議していくというのだけれども、ではいつまでにやっていくのだというようなことなのです。こういうときにやれたら、本当になかなか難しい事案ができるという状況になってきているように感じたものですから、そこをもうちょっと具体的にどういうふうに考えているかを再度お聞きしていますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 いつまでにというお話でございますけれども、これまでご説明をさせていただきましたとおり、要望を行って、引き継ぎについては進めていただいているところでございます。先般ご連絡いただきましたとおり、この機会にという表現が適切かどうかはわかりませんが、こういう状況を受けまして道のほうと国のほうで調整をして、引き継ぎについては今回災害復旧も含めて対応していきたいという考え方だというご連絡をいただいているというところでございます。具体的にそれがサラベツ川につきましていつ行われるかということにつきましては、まだ連絡いただいたばかりですので、この後確認をしてみたいというふうに考えているところでございますけれども、もう数十年来という課題でございますので、早急に解決したいと考えております。

○議 長 西山村長。

○村 長 迅速に速やかに対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今回の災害におきまして、ご存じのとおり上更別地区には大きな河川がないということで、村の国営かん排事業の中で南14線を明渠排水として掘ったわけですが、今回も村の提案で12号から11線ですか、そこを掘り上げてやりたいということだったのですが、下の許容範囲がやばいということで住民からも反対があつてとり行わなかったわけですが、14線1本で上更別の水処理をするというのは下のほうにとっては大変危険だと思いますし、上のほうもああいった形で流れているわけです。そういったことで、これから異常気象の中でこういった災害というのはたびたびあろうかというふうに想定しているわけですが、ぜひ上更別に大きな排水路、これを考えていただきたいというふうに思っております。そういった意味で、これは絶対村でやることはできないと思いますし、国道も通りますし、高規格も通ります。そういったことで国あるいは道に強く要請していただきたいというふうに思っております。そういったことで、村の考え方がありましたら、お伺いします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問、ご指摘のありましたとおり、上更別地域につきましては河川、排水路等が整備されておらず、現在南14線、南9線以南といいますか、は南14線しか排水路がないような状況でございます。こうした中で、今般も南11線の流水ですとか、そういった部分が大きな滞水被害等にもなっているところでございます。ご指摘いただきました大排水路の計画につきましては、河川整備と新たな河川といいますか、大排水路の整備の必要性については村のほうとしても十分認識をしてございます。ただ、大きな排水路ということになりますとそれなりの用地が必要になるということもございまして、また地形の形状からも適切な場所に明渠排水を計画するというような必要性もあろうかと存じております。この後地域の方とも十分に意見交換をしながら、用地の確保等もございまして、そういった要望も取りまとめながら進めていくのがよろしいというように考えているところでございますが、現在のところは大きな排水路をここにというような具体の計画は立てられていないところでございます。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 14線も掘ってからことしだけですよね、流れたということは。そういったことで、なかなか国、道も動きがとれないのではないかなというふうに思います。でも、こういった状況になりますと上から下において1カ月以上も畑に入れない状況ということになります。そういったことで、早急にそういったことを考えていただいてやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今本多議員さんお話ありましたけれども、私も今回の災害の関係で何回か回らせていただきました。水が出る場所が上更別の場合時間を追って変わってきたり、高規格の影響でしょうか、いろんな部分で水脈が多様に変化をしている。今課長のほうから説明ありましたけれども、地形の変化等々あります。ある程度の調査も必要ですし、どこの部分にそういうものを設定していくかということについては今後検討しなければいけませんけれども、やはり必要性は私は絶対にあるというふうに思っていますので、その部分国、道に働きかけ、あるいは村としても積極的にその部分で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第74号 平成28年度更別村一般補正予算（第6号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時28分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 意見書案第6号

○議長 長 日程第10、意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには森林資源の循環利用を進める必要があります。また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業、木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。このような中、北海道では森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきました。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備、保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実、強化を図ることが必要です。

したがって、国に対し、森林吸収源対策の推進や森林整備事業及び治山事業の財源確保、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置の充実、強化を求め、別紙意見書を安村議員、上田議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第11 意見書案第7号

○議 長 日程第11、意見書案第7号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

5番、上田さん。

○5番上田議員 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道教育委員会は、平成18年8月、新たな高校教育に関する指針を発表し、高校配置計画を推し進めました。その結果、この10年で道立高校36校が閉校となり、そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。高校のない地域に住む生徒は通学の負担を強いられ、教育の機会均等を侵す状況にあります。指針が望ましい学校規模の利点として、多様な個性を持つ生徒と出会うことによりお互いに切磋琢磨する機会が得られる、生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる、より多くの教職員の指導により、多様な見方や考え方が学べる、生徒会活動や部活動が活性化し、充実することが挙げられますが、こうしたことは小規模校でも工夫次第で実現可能であり、逆に地域の高校がなくなること通学時間が長くなり、課外活動などが十分にできない事態も起こっています。その一方で、北海道教育委員会は教育予算を学力向上の名のもとに特定の高校に集中しています。こうした手法は、教育委員会が本旨とすべき教育の機会均等の理念をみずから放棄するものと批判されても仕方ありません。今求められるのは、指針を見直し、地域の高校が高校

としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。

北海道及び北海道教育委員会に対し、新たな高校教育に関する指針を見直し、子どもの学ぶ権利を保障するとともに、独自に少人数学級を高校で実施し、機械的高校統廃合を行わないことを求め、別紙意見書を本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第7号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第12 意見書案第8号

○議 長 日程第12、意見書案第8号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、織田さん。

○4番織田議員 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

全国的に特別支援学校の児童生徒数の増加が進み、在籍者数はこの10年間で3万6,000人ふえています。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解が進み、一人一人に見合った丁寧な教育をしてほしいという保護者等の願いが広がっていることがあります。一方、学校建設はほとんど進まず、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康も脅かしています。普通教室の確保のために一つの教室に薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ちついた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空

間で過ごさざるを得ない状況も生まれています。こういった状態の根幹にあるのが幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある設置基準が特別支援学校だけにはないということです。小中学校の設置基準では12から18学級を標準とされ、それ以上は過大校という扱いになり、新たな学校設置や増設が検討されています。ところが、特別支援学校では、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいません。

したがって、国に対し、特別支援学校の設置基準の策定を求め、別紙意見書を安村議員の賛同を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第8号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第13 意見書案第9号

○議長 長 次に、日程第13、意見書案第9号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、安村さん。

○1番安村議員 それでは、JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

昭和62年4月1日に国鉄が分割、民営化され、JR7社が誕生しました。JR東日本、JR東海、JR西日本の本州3社はその後堅調な経営を確保し、株式上場、完全民営化を果たし、JR九州も平成28年度中に株式上場、完全民営化を果たすことが決定されました。一方で、地域のローカル線を多く抱え、大きな収益の柱がないJR北海道、JR四国と全国一元経営で国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるJR貨物について

ては、経営基盤が極めて脆弱で、今日もなお経営自立を確保するめどが明確に立っておりません。平成29年3月末には、ＪＲ北海道、ＪＲ四国、ＪＲ貨物に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎えます。東日本大震災等の教訓や地方創生、観光立国、地球環境問題への対応といった観点から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、当該３社の社会的な役割といまだ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、何よりもまず税制特例措置の適用延長は必須であります。

したがって、国に対し、平成29年度の税制改正において、ＪＲ北海道、ＪＲ四国、ＪＲ貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置の継続及び恒久化やＪＲ北海道を初め旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するための固定資産税に係る特例措置を継続するなどを求め、別紙意見書を上田議員の賛同を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第９号 ＪＲ北海道・ＪＲ四国・ＪＲ貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第９号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第１４ 意見書案第１０号

○議長 長 次に、日程第14、意見書案第10号 高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

２番、太田さん。

○２番太田議員 高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

我が国の成長、発展と個々人の豊かな人生の2つの価値を現実にするためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要です。日本国憲法は、全ての国民はその能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有することを明記しています。この憲法の規定を受け、教育基本法では、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならないと定め、教育の機会均等を確保することを規定しています。さらには、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨も踏まえると、経済的に困難な状況にある者に対して教育面も含めた支援の一層の充実が求められます。

OECDに加盟する多くの国で大学授業料の無償制度や給付型奨学金制度が導入されている現状なども踏まえ、意欲と能力のある学生等が学校種の別、設置者の別にかかわらず高等教育段階への進学を断念することがないよう、国に対し、無利子奨学金の充実や所得連動返還奨学金制度の導入、高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充などの実現を求め、別紙意見書を高木議員、上田議員、村瀬議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第10号 高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第15 意見書案第11号

○議 長 日程第15、意見書案第11号 平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、本多さん。

○7番本多議員 平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書の提案理由を申し上げます。

北海道十勝地域では、平成28年8月17日からわずか2週間に4つの台風が相次いで上陸、

接近し、集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより住宅、農地への浸水被害及び道路、橋梁の崩壊や土砂災害が発生するなど、地域の全域で被害が発生し、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしております。この被害により、2名のとうとい命が奪われ、2名が行方不明になっているほか、住宅被害は330件を超え、上下水道の生活インフラ、道路、鉄道などの交通インフラにも激しい被害があり、機能の回復もままならない状態となっています。収穫期を前に、畑の冠水、浸水により農作物被害や停電、断水による酪農での搾乳被害、さらに河川から海へ流出した大量の流木は、最盛期を迎える秋サケ定置網漁に障害を及ぼしかねないなど、影響は多岐に及んでおり、農林水産分野における被害も相当なものになるものと考えられます。

このたびの被害から迅速な復旧と住民の平穏な生活を一刻も早く取り戻すために、4つの台風の被害を災害対策法の指定する激甚災害として早期に指定すること、河川の被害箇所の早期復旧及び再度災害防止のための治水対策を早急に進めること、農林水産業関係に甚大な被害が生じ、今後の生産等への深刻な影響が懸念されることから、被災生産者などへの十分な措置を講じること、災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、交付税措置の拡充を図ること、特別交付税による十分な措置を講じること、被災者生活再建支援制度の拡充を図ること、以上の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望し、別紙意見書を安村議員、太田議員、高木議員、織田議員、上田議員、村瀬議員の賛成を得て提出するものでございます。

ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第11号 平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第16 村政に関する一般質問

○議 長 日程第16、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、地方創生総合戦略の交流人口の増について一般質問させていただきます。

初めに、8 月にたび重なる台風が直撃しまして、特に台風10号の通過により十勝におきましては深い爪跡を残しました。人的被害、住宅被害、社会基盤、インフラ被害、そして農業被害は道内の7割、8,880ヘクタール、台風合わせて1万3,530ヘクタールと報道されたところでもあります。衷心よりお悔やみ申し上げます。更別村におきましても、村長を初めとし、調査や復旧に昼夜を問わず職務を励行されている職員の方々には大変ご苦労さまでございますとともに、どうかご自愛願ひまして、さらに村民のためにご尽力いただき、復旧支援等の対策を講じていただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。待ったなしの地方創生元年、はや6カ月がたちました。幾つの手が打てたのでしょうか。前の定例会におきましては、人口減少をどのようにして解決するか、何よりも優先すべきは仕事の場所、働く場所を創出することであるということを確認したところでございます。どうか企業誘致も含めまして切れ目なく研究、実行していただきたい。人口減少を食いとめることは容易にできるものではないがゆえに、考えることはちゅうちょなく、そして住民を巻き込んでどんどんやっていただきたいと思っております。

それでは、更別村の基幹産業であります日本一の農業、ここでこのファクターを活用しないということはないと私は思っております。ここを誇りとして、基幹とする農業のことを踏まえて前に進んでいただきたい。そこで、前回の質問に続きまして、人口減少の対策としましては、働く場所が少なく、定住人口の増加が厳しい中であっては、更別村の活性化を図る、そして定住化につながる交流人口をふやそうとする考えであるところでございます。西山村長は、就任してはや2年足らずで、機構改革とはいかないまでも、新春早々に新たな子育て応援課を設置いたしました。そしてまた、2年目に当たります今年度早々に十勝さらべつ熱中小学校の開校に向け奔走中と、交流人口の増につながる施策として大いに期待するものであります。この行動力、スピード感が行政に求められるところですが、電光石火のごとく超スピードであります。村長の村づくりの思いを形にする。これは、職員が村長の村づくりをしっかりと熟慮して、事務方の適応能力でなされるものであると思いますが、どうか政策を実行する手順として丁寧なる住民説明を怠ることなく、議会説明や説明に足り得る事務処理の条例、要綱等の整備に不備のないように行政事務に万全を尽くしていただきたい。

話を戻しますが、地方創生総合戦略の中に新たな人の流れとして交流人口の増を図るという視点で、基本目標の2にあります笑顔あふれる新たな人の流れをつくります。ここには新しい人の流れをつくり、受け入れ態勢を確保することが重要であることから、住環境の整備を進めると続いておりますが、これでは定住人口対策であり、交流人口増の対策とは

少し問題がずれたような答えになっているように私は思っています。また、施策1の人の流れの創出で、年間観光入り込み数でKPIに示す平成31年に6万2,200人としております。そして、具体的施策の交流人口の増加の説明では、更別村の魅力や環境のよさを広くPRを行い、交流人口の増加に努めるとともに、行ってみたい、住んでみたいというイメージをつくりますとしています。行ってみたい、住んでみたいというイメージをつくるとしたそれについての当初予算はゼロ円になってございます。これで本当にできるかはいささか疑問でございます。どう見ても施策がないのではないかという疑念があります。また、イメージをつくるとは大変ですが、大切なことなのですが、イメージだけで人の流れができるのでしょうか、そしてそのイメージというのは一体何を創出するというふうにしているのか、ちょっと見えていません。無策と思うのは、住環境の整備で定住人口の増として位置づけられるべきで、移住定住の予算づけは先ほど言いましたように予算づけされていますが、人口増とはちょっと問題提起がずれているように私は感じております。この定住問題については、また別の機会に質問したいと思いますが、ここでは交流人口、観光入り込み数の増加という視点で3点について質問させていただきます。

1点目、総合戦略の人の流れの創出、年間観光入り込み数の現状は、まずは何人でしょうか。そして、平成31年の数値目標とする根拠とその具体策についてお尋ねします。それに続いて、そのイメージをつくる、村のPRを積極的に広く周知するとありますが、ここについても具体的な策はあるのでしょうか。

2つ目、見る観光から体感する、体験する観光、あわせて研修といったことも含めて更別村の誇れる農業、また医療や福祉、教育、そして広大な農村風景や自然を活用したグリーンツーリズムだとかエコツーリズムに倣った造語ではありますが、アクティブリズムといったようなことを創出して交流人口の増を目指してはどうでしょうか。

3つ目としまして、市街地の拠点となる旧開発庁舎跡地に十勝さらべつ熱中小学校がスタートしました。旧開発跡地全体計画はもとより、ここのエリアと連動させ、運動広場や農村公園、児童遊具などとあわせて市街地本通りの一連、一体とした全体計画が必要ではないかというふうに考えてございます。既施設の見直し、無人の児童館的な子どもの居場所づくりなどを加えるなど公共施設の全体を見直すなど、次世代に向けた全体計画を早急に樹立して、住民の憩いの場の拡大、拡充を図り、更別市街地にさらなる交流人口の増加を目指してはどうでしょうか。

以上の3つについて質問しますが、定住人口の安定はもとより、更別村に住む村民のためにを原点として、その延長上に交流人口の増加を図るとした施策が重要であると考えてございます。私は、一議員としてここにある一つの考え方を示しているだけにすぎません。それには村の課題が全てではございませんけれども、広く村民の意見や議論がなくてはならないというふうにかねてから思っております。それには余りにも時間軸が短い。村民、住民、議会との合意形成するのに時間が余りにも足りないのではないかというふうに感じてございます。それが今の行政的手法であるとするならば、村づくりをするのには一抹の

危惧するところでもございます。時には村長は孤独であって、独断的にいろんなものを実行するということはありますけれども、どうか独裁的にならないように、議員はもとより、住民と一体となってつくり出す村政の合意形成のシステムをつくり上げる必要があるのではないかと考えてございます。それが何よりも村民との信頼関係を得るというふうに考えてございます。私も初めて去年議員になり、一般質問したときに、村づくりは草莽崛起という言葉を使わせていただきました。ご存じの意味の通り、住民主体の改革を望んで、今の行政ではなかなかうまくいかない、本当の改革は誰もが住民の志の高い者が立って新しい時代を切り開くといった考え方、村長もご存じだと思いますけれども、今そのときだというふうに思っております。西山村長に3つの質問について政策いろいろしたエビデンスといいますか、根拠に基づいてお答えを示していただきたいと思います。よろしく願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員さんの人口減少に当たっての地域の活性化には村民のたを原点として、その延長線上に交流人口を図る施策についてどうなのかということについて、どうすべきかという点についてのご質問にお答えをしていきたいというふうに思います。

まず、昨年10月に策定をしました更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、ご案内のように4つの基本目標を軸に、人口減少問題に対応した取り組みを進めることとしておりまして、関連予算を当初予算に計上させていただきました。また、補正予算においても、更別農業高校と地元企業の特産品の共同開発による地域振興事業、あるいは熱中小学校に予算を配分いただき、事業を現在取り進めてきているところでございます。

1番目の質問でございますけれども、年間観光入り込み数、交流人口ですけれども、平成26年度の数値になりますけれども、これは振興局の数値になりますけれども、4万9,800人という数字が十勝総合振興局の調べで出ているところであります。この数字にプラムカントリー、そして道の駅の利用者のリピート率を2割と換算しまして見込む形で、今年度KPIですけれども、そういう数値、6万何かがしという数値に設定をさせていただいたのでございます。根拠としては、先ほど申しましたように総合振興局の調べでございます。昨年度比入り込み数としては108.8%という形で数字が出ております。あと、道外客が114.3、道内客が108.8、うち日帰り客は108.7、宿泊客が110%ということで伸びを示しているということでございますけれども、これは各月によって集計をされているものでございます。

増の要因としては、岡出村長さんがご尽力いただきました、また議会でご承認いただいて設置をしました更別農村公園内にある大型遊具ができたことで相乗効果で全体的に入り込み客数が伸びている。高規格のインターから近いということもありまして、いろんな面で伸びてきているということでもあります。また、スピードウェイが今いろんな取り組みをしています。私も感じますけれども、結構札幌圏内とか管外から人が来ているというようなこともその要因にはつながっているということではないかなというふうなことを感じております。ということで、4万9,800人プラス入り込み数という形でしておりますけれども、

それ以上の目標も設定は可能だというふうに思いますけれども、プラムカントリーはこちらのほうの資料では5年間平均で大体9,876人、入り込み数です。道の駅は、5年間平均で大体5万2,280人が来ているというような状況でございます。健闘しているかなというふうなことを思いまして、その中で入り込み数の目標を設定したということでございます。それが根拠でございます。

これらの達成に向けた具体策ということでもありますけれども、アピールの仕方が私も村瀬議員さんご指摘のとおり、PRあるいは発信の部分は非常に弱いなということを村長になってからも感じております。ホームページのリニューアル、ふるさと納税のところもありましたけれども、速やかにいろんな部分で改善をして、それを発信していくということが必要であると思いますし、リニューアル今回しますけれども、ホームページで村の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

あと、今制作中でございますけれども、オープンスクール、熱中小学校に向けまして動画を作成しております。これについても、この動画を積極的に活用するということで内外に強くアピールを、方法についてはちょっと今検討中ですが、していきたいなというように考えています。また、今働く場所の創設とか、いろんな支援事業の活用とかいうところもありますけれども、その部分についても熱中小学校の部分でもいろんな可能性が出てきますので、そういう取り組みなどによって交流人口の増加ということで人脈の形成、あるいは新たな市場、産業の開拓にも結びつけていきたいというふうに思っております。人口増というのは交流人口も含めた人口増というふうに私は考えておりますので、その相乗作用によって定住、移住促進ということも入ってくると思います。そういう点でこれから取り組んでいきたいというふうに思っています。働く場があるということで、豊かで安全で住みたい、行ってみたい村づくりになるというふうなことにつなげていきたいというふうに考えております。

2点目、やっぱり農業が主体でございますから、アクティブリズムと申しますけれども、村瀬議員さんのほうからもご提案ありましたけれども、村が誇れる農業、農業のほかにも私は医療とか福祉、教育は管内でもトップレベルだというふうに考えております。そういうような形で、このことを積極的に活用した体感、体験型観光、あるいは研修に結びつける事業を確立するのが必要ではないかなというように考えています。現在では、酪農学園大学あるいは南十勝全体を通じた観光のプロジェクト等が進んでおります。その辺の部分について積極的に推し進めながら、協力体制も含めて交流人口の増加につながる効果の高い施策について見きわめも行いつつ、事業を検討していきたいというふうなことを考えています。

3点目の市街地の交流人口の増加ということですが、市街地の整備につきましては交流拠点であるm a ・ n a ・ c a ができましてから非常に大型遊具、あるいはその辺の部分について人の流れができてきているのではないかなというように強く感じております。道路の交通アクセスも含め、大型遊具、そして市街地、そして拠点というように

部分で本当にそういう人の動きというのですか、動線を描いた、そういうような施策が望ましいのかなというようなことを考えております。議員のおっしゃるとおり、次世代に向けた全体計画の樹立ということもありますけれども、その辺については今年度、来年度で第6期の更別村総合計画を策定する、取り組むということですから、関連施設の計画あるいは町なかの新たなそういう施策についても検討していきたいというふうに思います。

その中では、何回もご指摘ありましたけれども、住民を主体にした、住民の意見を尊重した、そういうような施策づくりというのは本当に大切だと思いますし、私は本当にそれは自分の村づくりの理念の根幹に据えているところでもありますけれども、今回はアンケートだけではなくてワークショップの開催ということも計画をしております。できるだけ多くの住民の方の意見を聞きながら、そして取り入れながら、なおかつ我々職員も積極的な提案をしながら、一人一人が村づくりの主体者ということで、行政も、そして住民も、あるいは議会の皆さんもいろんな部分で提案をしていただいて、それを施策につなげていきたいというふうに考えております。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議 長 村瀬さん。

○6番村瀬議員 1つ目のPR等につきましては、リニューアルを含めて動画を含めてPRしていくということで、これは予算の中では特別かからないということですのでよろしいのですよね。それで、交流人口含めた観光入り込み人数については、村長今おっしゃったように想定する範囲だというふうに解釈してよろしいかと思うのですが、それであれば、何かとってつけたような計画も私にとってはこそばゆい話で、これを真剣に考えている人たちにとっては何か行政がひとり歩きしているのかなとやっぱり疑問を持たざるを得ない。それは何かというと、一つの事業に取り組んでも何ら住民にはおろされていないという現状がやっぱりあるのです。それがまさに熱中小学校であったかと思います。

それで、私は1つ、先に農業というものをテーマに考えております。今おっしゃいましたまんまるというのは恐らく学生さんたちの集合が農業者さんの手によって研修も含めた、これが一つの観光になるか、学生さんたちの実習になるかわかりませんが、こういったことを進めていくのは何よりも重要なと考えてございます。そこで、実質的には、私が見ているとメジャーな農家さんたちは受け入れに対しては少し抵抗感があるのか、進まないような感じがします。これは私の感じですから、もしそこら辺が実質行政の中でいろんな農業者さんとお話ししたときに、こういった事業がどこまでやれるかというようなことがもし実態として、実感というのですか、いろいろアプローチしました。実はこういう動きもあります。含めてなかなか難しいですということがありましたら、そこら辺のことについてお教え願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 前段の部分でありました熱中小学校等々についてですけれども、情報とかいろんな部分については非常に足りない部分あったのかというふうなこともあったのかとい

うふうに思います。広く何回かいろんな方たちとお話し合いをしたりしましたが、議員の皆様方にも全員協議会を含めまして個別にもお話し合いをいただいたり、いろんな形でお話しさせていただきましたけれども、十分それができたのかという点では不十分なところもあったのかなというふうなことを考えています。今から出発もしますし、今法人を立ち上げておりますので、これは広く、前も私もお話ししましたように、起死回生の村づくりの起爆剤といいますか、5年、10年ではなくて50年、100年先の村づくりの大きなステップになるというふうに考えておりますので、住民の皆さんの合意とか、いろんな理解を得ながら丁寧に進めていきたいというふうなことをこの場でお約束していきたいというふうに思います。

2つ目の点ですけれども、まんまるという話もありましたけれども、地域土着型サークルということで、酪農学園大学を中心に、北海道大学あるいは畜産大学の学生がホームステイをしながら農業体験をし、そして今年度も16人ぐらいですかね、かなり去年よりも多かったと思いますけれども、村祭りから、それからおみこし、そして上更の太鼓とかいろんな、こちらのほうでもありましたけれども、そういう地域行事にも参画しながら、上更の家を拠点にして進んでいます。民間ベースということで、S&C更別村協議会というようなことがありまして、この規約の中では田舎暮らしや農業に触れる大学生を長期滞在にて受け入れ、農業研修により十勝の農業を更別村から発信し、大学生と地域住民の連携、交流を図り、さらに新たな視点と気づきを取り入れた地域資源の利活用を推進することにより地域の活性化に寄与することを目的とするということです。この協議会の方々が中心になって取り組んでおられます。村としてのかかわり方の問題もありますけれども、私は何回か必ず、この間も代表の方と協議をして、毎年毎年これ続けていきたいということ、村に来ていろんな農業について知る機会が多い、体験する機会が多い、そして地域の方といろんな交流ができるということで、宿泊施設、今はありますけれども、いろんな部分、協力できる部分は行政の範囲の中で進めていきたいというふうに思います。

ただ、私がすごくすばらしいと思うのは、民間の主導の中でそういう協議会の人たちがいろんなこういう規約をつくって、そして大学生たちを支えていくというようなことで、その部分は非常にすばらしいことだというふうに考えています。いろんな部分で協力できるところは協力しながら、そして私が思っているのは彼らの中に農業をしたいと、あるいは酪農をしたいという子がいます。実際に井上さんというその長の方は、読売新聞にも掲載をされていますし、いろんな論文というのを書いて更別村のことも紹介されています。また、大学のこういう冊子の中でいろんな村の様子、あるいはこういうような形で今回の一回一回のそういう総括も行っています。という形は本当に大きな意味で活力あるいは交流人口、いろんな部分含めまして農業を基幹にした交流人口の増加ということと積極的にかかわっていただいておりますので、これからもそういうふうな形でかかわっていきなというふうに思います。

また、熱中小学校のほうでも、今畜産大学とかいろんな部分と大学生との連携というよ

うなことで話を進めておりますけれども、これはまた具体的になりましたら皆さん方にお知らせしていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議 長 村瀬さん。

○6 番村瀬議員 丁寧な説明いただきました。それで、単純に観光ということになると、学生さんが来て農業を主体としてやりたいという方もいます。そんな中で、遊びながら、研修しながら、仕事を見つける含めてやっている。もっと単純な一般の方ができるところに視点を置いてほしいなという思いが実はあります。それで、まさに民間主体でやっていくことについては私も大賛成ですし、これが本当にどんどんいってくれば何も行政心配もないです。ただ、それで行政としてそこをちゃんと今言ったようにフォローしてくればそれでいいのだと思いますけれども、みずから企画というものがある以上は一つの考え方を示すなり、何が不足しているかということがあれば、そこは当然アプローチしていくということはやっていかなければならないのかなと思っています。そういう答弁が聞けなかったので残念なのですけれども、そこは期待するとしまして、今市街地活性化の計画がございますが、私の手元にあるのが古くて、平成22年のものですから古いのですが、これを顧みましたら、いろいろ変わってきているものが、当然点と点、村長も点と点をどうやって結ぶかということは当初から言われたこともあります。残念ながら、ここについては施設と施設をどう結んでいって、全体の市街像をどうつくっていくかというのは私たちにはちょっと見えません、はっきり言って。なおかつ、今言ったように計画が変わっているという状況に私はとっているものですから、3つ目の質問をさせていただいたところなのですけれども、旧開発跡地の全体、熱中小学校だけにとどまっていないと思います。この計画がまず1つ、もしあれば。

それにあわせて、通告しました運動広場、遊具、m a ・ n a ・ c a、市街地、こういったところの環境整備も含めた交通アクセスをいま一度練り直す必要が僕はあるのではないかと。これも最後、いろいろワークショップやると言っていますから、ありがたいのですけれども、ここら辺は一回本当にじっくり住民巻き込んで、みんなでつくってみるような次世代に残せる整備計画も含めた計画をつくる、そして一年一年1つずつそれを身につけていくというような行政が今やれたらいいのではないかなというふうに私は思っています。最後の私たちに残せるものが今この段階でやっておかないとなかなか先細るのではないかとと思っていますし、熱中小学校を機にしてどんどん整備されました。そういう全体計画を住民構成のもとでやるという考えはないでしょうか。

○議 長 村瀬さん、もう最後になるので、残しありませんか、発言残しは。

○6 番村瀬議員 ありません。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村瀬議員さんがおっしゃった部分です。計画がどんどん、どんどん進行しているのではないかなというように、当初平成20年に市街地活性化計画の策定に着手し

て、その後住民の代表による協議会を中心に平成22年に市街地活性化実施計画を策定しました。市街地への誘導を促す看板の設置、本通り、道道の歩道整備、市街地公園のリニューアルを行ってまいりました。平成26年度には旧更別幼稚園の跡地を中心に大型遊具の道内でも最大規模の複合施設、遊具施設を設置して、近隣からも多くの親子連れが来ていると。村に訪れる人を市街地に誘導するために、平成27年度は商工会による民設民営形式での、ma・na・caですけれども、市街地活性化交流拠点施設が建設をされております。今お話があったように、開発跡地ということで中心にありました開発建設部の事務所が事業完了のため閉鎖されたため、市街地の活性化を目的とした跡地利用を進めるということで、ずっと我々が策定している更別村過疎地域自立促進市町村計画の中でもそういう経過があり、この部分について市街地の活性化というのは、地域住民の生活と交流の場である。交流人口の増によりにぎわいと元気を生み出すまちづくりを推進するために積極的な取り組みが必要であるということで、ベース、第5期の総合計画あるいは総合戦略、そして今やっていますようにいろんな部分で、夢大地で協議をしたり、いろんな部分をしているわけですが、本当に村瀬議員さんおっしゃったようにそういうような形でそこを具体的にイメージといいますか、どういうふうな流れでどういうふうなものをその拠点にしていくのかということでは、率直に申し上げて熱中小学校のいろんなサテライト施設とか、いわゆるアンテナショップとか宿泊施設というのは構想はありますけれども、あくまでもまだ具体的にはその部分についてはこれだというふうな形は示し切れていないのが現状であるというふうに率直に私のほうから申し上げたいと思います。

その部分については、夢大地もありますけれども、いろんな形で商工会の方とか、いろんな青年の方とか、いろんな形、住民のニーズとか意見とか、そういうものをきちんと吸い上げていかなければいけませんし、熱中小学校の中でいろんな事業が展開をされていくわけですが、その中の部分で開発跡地の部分をより有効に市街地活性化に結びつける、あるいは人の動線としてどういうふうにその流れを呼び込んでいくかというものを具体的にイメージできるようなものをつくり上げていかなければならないというふうに考えています。それは、第6期の総合計画の中でもありますし、できることは一つ一つやっていかなければならないというふうに考えています。そういう点で本当に前向きにそのことについてはご指摘のところを検討していきたいと思っています。

私としては、今ここの二年が本当に勝負だと思っているのです。だから、本当にスピード感と緊張感を持って村政に自分としては臨んでいるつもりですし、職員に対してもそういうふうに話をしています。この一、二年で本当に村の将来が決まるというぐらいの覚悟でやっていかなければ、子育ての施策とかいろんな支援策もたくさんありますけれども、商工業の発展とか農業の基盤産業の整備とか、全てそこにかかってくると思っていますので、私は職員とともに全力を挙げて邁進していきたいと思っていますので、また議員各位の皆さんのご協力とご指導、ご鞭撻をよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 村瀬さん。

○6 番村瀬議員 質問でないですけども、答えの中に不十分さがあるので、確認させていただいてよろしいでしょうか。

職員頑張る、村長筆頭にして頑張る。わかります。住民と一緒にというところが全くないのです。私は、本当にここだけが一つの私にとってのキーポイントなのです。そこを聞きたかったのです。よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 当然というか、もちろん村瀬さんの言うとおりであります。私は住民が主人公の村づくりをしようと言っておりますし、村づくりの根幹は村民の思いと願いに基づいたものを実現するのが村政だというふうに……

（「一緒につくるかどうか」の声あり）

○村 長 一緒につくります。

（「わかりました」の声あり）

○村 長 よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議 長 以上で答弁を終わらせていただきます。

◎会議時間の延長

○議 長 本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。異議ありませんね。

（異議なしの声あり）

○議 長 この際、午後6時まで休憩といたします。

午後 2時28分 休憩

午後 5時58分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 村政に関する一般質問（続行）

○議 長 村政に関する一般質問を再開をします。

順次発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づき質問いたしたいというふうに思います。

冒頭に、今般の台風により甚大な被害に遭われた地域の方々、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災され、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。なお、今不明の方々の一日も早い救助を願うものであります。

それでは、質問させていただきます。今般の質問につきましては、学童保育の基本方針並びに取り進め方針について行政が意図する保育方針と業務委託先との事業方針が少なからず連動していない実態があるのではないかという課題を持ちながら、この対策についての考え方を問いたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

そこで、村としては本年度改革の一步として子育て応援課を設置し、その任を明確にしたことにより、さらなる迅速対応の期待がされるところでございますが、現状課題に対しぜひとも早急に解決しなければならない課題もあり、それら課題に対する考え、対応について質問させていただきます。

まず、第1点目でございます。学童保育の現状、実績についてでございます。平成28年度の学童保育利用者総数と学年別利用者数の実績につきご説明をいただきたいというふうに思います。また、保育申請希望者全員が本年度利用できているのかという確認もお願いしたいというふうに思っております。

第2点目でございます。3月の定例会にて総務厚生常任委員会調査報告に基づく検討経緯についてということで、議会総務厚生常任委員会で学童保育の現状と課題につき調査し、課題とされるべき入所者条件での小学校1年生から3年生、定員30人としているものの、調査段階での委託先、社会福祉法人どんぐり福祉会での実態は小学校1年生から6年生までであり、受け入れ人数も62名の実態が把握されたところでございます。ここで課題とされるべきは、受け入れ学年、人数と施設管理の両面から、本来あるべき保育理念が実行されているのか、またどんぐり福祉会との委託契約内容についてどのようなやりとりになっているのか、責任所在という点からいささか疑問を感じているところでございます。今般村のホームページで学童保育所の入所条文で対象者を1年生から6年生までと改定されていますが、施設運営上では現状学童保育室が手狭であることから一部子育て支援室を間借りしている実態との説明もあり、本来の保育のあり方について抜本的改善が必要でないかと強く感じているところであります。これら課題とすべき対策についてどのような考えがあるのか説明願いたいと思います。

加えて、現状の保育実態を踏まえ、今後5カ年の入所希望推定推計についてもお示しいただければありがたいというふうに思っております。これのご質問については、今後における課題解決への必要性についての論議となりますので、ご理解をいただき、ご説明いただきたいというふうに思っております。

第3点目でございますけれども、保育という観点から一歩進めた対策についての検討の必要性についてでございます。さきに申し上げたとおり、社会福祉法人どんぐり福祉会に委託している現状の施設規模では学童保育の本質的改善対策がなされるとは到底思えないところでございます。そこには、行政が担うべき役割と社会福祉法人が行う事業経営とは違うものであり、子育て支援対策にあつては行政主導としてのその手腕が強く発揮されなければならないというふうに思っているところでございます。そのための施策が明確に示されることが住民サービスの原則ではないでしょうか。将来を担う子どもたちに熱い思い

をはせる村長として早急に取り組むべき事案ではなかろうかと考えているところでございます。

また、私案でございますけれども、一つの提案として、新たな発想の構築というものもある程度念頭に置いた対策も講じることができないであろうかということでございます。十勝管内芽室町で学童保育と併設し、小学、中学、高校生を対象とした児童館を設置し、屋内外での自由遊びやスポーツ、さまざまな体験を通じて異年齢の交流活動を図っている事例もございます。これらを参考とした対策、対応について検討する考えはないか。

合わせて3点について、まずはお伺いさせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員の学童保育の現状と今後の対応についての質問にお答えを申し上げます。

まず、学童保育につきましては、児童福祉法第6条の3第2項で、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に児童施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る放課後健全育成事業と規定をしております。放課後児童クラブと呼ぶ地域もあります。児童福祉法に位置づけられた平成10年以降は、国の補助要綱等により運営されておりました。対象もおおむね10歳未満というふうになっておりましたけれども、平成27年の子ども・子育て支援法に伴い、小学6年生までが対象となっております。更別村は、以前勤労者会館で直営にて実施をしておりましたが、利用者人数の増加等もあり、平成16年度から社会福祉法人どんぐり福祉会へ業務委託することで実施をしてきております。利用対象も平成28年から小学校6年生までとしております。なお、上更別小学校での学童保育については、現在計画をしております上更別幼稚園の改築にあわせて実施をする予定になっております。

まず、第1点目の学童保育の現状、実態についてであります。平成28年度の学童保育利用者総数は73名、2単位で、学年は全て更別小学校の児童ですけれども、1年生22名、2年生12名、3年生18名、4年生10名、5年生6名、6年生5名であります。また、保育申請希望者全員が利用することができております。

2点目の3月定例会において委員会調査報告に基づく検討経緯についてであります。非常に現状についてどのように考えるのかという厳しいご指摘がありました。それについてですけれども、更別小学校区の学童保育についてはどんぐり福祉会へ学童保育所運営事業委託契約により実施しておりますが、委託している施設の状況は学童保育スペース39.78平米、子育て支援スペース85.59平米、合計125.48平米であり、国が定める放課後児童クラブ運営指針では子ども1人につきおおむね1.65平米以上を確保することが求められておりますので、76名までは受け入れ可能であります。しかしながら、さきの定例会における委員会報告でのご指摘のとおり、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整えることは重要な課題でありますので、更別村の子どもたちの放課後の居場所づくりという観点とあわせ検討を進めていくことが必要であると考えています。

ご質問にありますとおり、将来的な入所希望者を社会情勢を踏まえ推計することが必要になってくることですから、現在の学童保育、どんぐり保育園、更別幼稚園、延長保育を利用している子どもたちをもとに推計した結果、平成28年度は73名、平成29年度は86名、平成30年度は93名、平成31年度は98名、平成32年度95名、平成33年度97名となり、支援の単位はおおむね40人以下ですので、各年度とも3単位で行うということになります。しかし、実際に小学校4年生以上は学年が上がるに従い利用者が減る傾向にあります。少年団の関係とかいろんな関係です。そのことを加味して、平成28年度、更別小学校児童数166名に対し、今年度ですけれども、学童利用者73名で利用者比率44%を参考に、50%の児童がこれから利用するであろうと想定した場合、次のようになります。平成29年度は79名、平成30年度は77名、平成31年度は75名、平成32年度は72名、平成33年度69名となり、各学年とも2単位で行うことになります。いずれの推計にいたしましても、現状の施設の利用についてはほぼいっぱいと、余裕のない状況に変わりはありませんが、あるべき姿について模索、検討しているところであります。

3点目の保育という概念から一歩進めた対策の検討も必要ではないかというご指摘でありますけれども、学童保育、放課後健全育成には2つの側面があります。働いている方の留守の子どもを見る面と、それと親の就業形態にかかわらず放課後の居場所をどうするかという2つの側面で考えなければいけないというふうに考えています。そこで、先進地として紹介していただいた芽室町は、児童館ということで、あわせてそこにその2つの側面、両機能を持ち合わせているという児童クラブを機能しています。児童館は、児童福祉法第40条になります。健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設であります。子どもが自由に利用することができる施設でありますので、児童館を自由に利用する子ども、児童クラブに登録して利用する子どもなど、各家庭の状況により施設を利用しているため、大変参考にはなりますけれども、いろいろ課題もあるというふうに考えております。

更別村では、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どものための学童保育に対するニーズが従前アンケート等高くなってきております。先ほどの集計でも子どもの半数が利用を希望しています。一方で、半数の子どもたちのもう一方の子どもたちの放課後の過ごし方を考えると、家庭の状況にかかわらず利用できるような児童館機能を持った場所、施設というのも十分にこれは考えていかなければいけませんというふうに考えております。このことは、国においても共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的に放課後対策を講じる必要があるという認識のもと、文部科学省と厚生労働省では平成27年度から放課後子ども総合プランを策定して、全ての小学校区で全ての子どもを対象に地域の方々の参画やボランティアの方々の参画等を得て学習やささまざまな体験、交流活動、スポーツ、文化活動の機会を提供する取り組みである放課後子ども教室というのが行われています。それから、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び

及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業、これらを一体的に、または連携して実施することを目指すこととされていますけれども、私の考えとしてはこれは一体化ということではなくて、連携をして進めるというところに意義があるというふうに私自身としては考えております。

更別村のこれまでの放課後の居場所づくりについては、ご存じのようにその必要性を感じながらも、財政状況が厳しい状況もありまして児童館の建設というのは今まで困難でございました。各公共施設や福祉の里、総合センター、トレーニングセンター、改善センターなどを月曜日の休館日を火曜日に変更することなどして活用してきたところです。今現在もそのような形で子どもたちがそこで放課後の時間を過ごしているという様子は見られるところであります。

以上のことから、更別村の放課後の子どもたちの居場所づくりという観点では、児童館機能あるいは放課後子ども教室の機能を持たせ、そういうふうなものを整備していくのか、それとも学童保育についても現在では例えば増築、新築するにしても財政的な観点、あるいは一時的な対応というようなことから非常に厳しく難しい点もあるのではないかなというふうなことを思います。一旦40人程度であればどなり福祉会で継続可能というふうに考えますから、残りを他の公共施設に求めるのか、それとも今の現状のままで、公共施設といってもいろんな、改善センターばかりではなくて幼稚園も公共施設ですので、その部分も含めて考えていくのか、これは慎重に検討しなければならないというふうに考えています。私としては、現状を維持しながら、これについては上更別の認定こども園というのですか、改築のときにも子育て委員会の中で上更別の学童保育の必要性について委員からたくさん議論がありました。そこで、前村長が、岡出村長さんが上更別にも保育、学童機能を備えたそういったような認定こども園を設置したいというような方向で動いてきております。私としまでも、設置主体等々含めまして委託場所と、あるいは子育て委員会、そこには代表が来ているわけですから、その部分で意見を反映させて検討を進めていきたいというふうに考えているところであります。全てが行政について行うということはかなり困難な部分ありますので、その辺はいろいろな面で協力しながら今後も取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議 長 安村さん。

○1 番安村議員 今回の回答いただいた部分でございますけれども、1点ほどまとめさせていただきますというふうに思います。

今学童保育の現状についての入所者数の現状と来年度以降5カ年に向けたご説明をいただいたわけでございますけれども、基本的には今どなり保育所の関係の実質的には今説明をいただきました施設規模39.78平米が、これが学童保育専用の部屋となっているということでございます。基本的に今村長がご説明いただいた更別村放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例、26年の9月の18日に設定しているものでござい

ますけれども、条例に基づく原則としては、今説明いただいたように1人当たり1.65平米が妥当という条例になっていますので、これを勘案すると基本的にこの39.78平米というものを割り返しますと実質的には、定員といいますか、それは三十数名にしかないという形になります。もう一方の85.59平米については、これは基本的に利用方針がある程度明確にされていまして、更別村子育て支援センターの部分でございまして、あえて私が冒頭で間借りしていると申し上げたのは、まさしくそこでございまして、これが基本的に85.59平米ありますよと、村長の今の説明ですとそれを含めて76名の入所者数というか、学童保育ができますよという言い方していますけれども、基本的な趣旨では、更別村地域子育て支援センターの基本指針というのは学ぶ、つくるということで、幼稚園、保育園のための支援対策のためのセンターであるというのが明確に示されているわけでございまして、今の説明と基本的に今1年生から6年生まで受け入れているという体制の中でこの整合性がどこにあるのかという部分が非常に私としては不安であり、不満であるというふうに思われますので、その点はきちっと村長に回答していただくということ。それを子育て支援センターも全部使ってしまうのだと、その回答はちょっと乱暴ではないかなというふうに思っています。その点の総体的な方針についての考え方というをまずいただきたいというふうに思っています。

あとは、各関係機関との連携というご説明もいただきました。具体的には連携、連携といっても雲をつかむような話ですので、具体的に幼稚園だと教育委員会があったりということで、上更は今独自の中で動いているということで、全体的な青写真が私どもに届いていないという部分ありますので、質問今回できないのですが、上更別の部分についてはちょっと見えない部分があって質問できないのですが、それはそれなりの対応を上更別の分は今やっぺいこうとしているのでしょうけれども、教育委員会と村との連携も含めてという趣旨と、あと委託先のどんぐり福祉会の関係だと思うのですが、これ連携という中でどのような改善対策が、今申し上げているように最大の課題である学童に入っても児童が窮屈な思いをしている中での解決策をきちっと明確にさせていただかないと、では連携してやりますと言っても基本的には何ら抜本的な改善対策には僕はならないと思っていますので、その点のご回答をいただければというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 2点です。

1点目の間借りといいますか、支援の部分を使っているということで、実質的にはそういうスペースがないではないかというような話、ご指摘はおっしゃるとおりだと思います。子育て支援スペース85.59平米を使って学童保育スペースの39.78と合わせて125.48ですから、それを割り返したらそういうことになるということです。私としては、今上更別はそういうような形であそこに総合的な施設として保育機能、学童機能、そして幼稚園機能、全て網羅した形で子育てのいわゆるセンター的な役割をする施設として設置をするわけですね。実は私も、前に織田議員さんからいろいろとお話がありまして、子育て応援

課をつくるときに、応援課の方向と、それと今ある幼稚園、保育園についてどういうふうにしていくのかという点で、これはまだ構想の段階ではつきりはあれですけども、あのときに認定こども園を視野に入れた部分で検討していくというような話もさせていただきました。

私は、幼稚園部門、前からもお話ししていますように、就学前教育というのは、これは一つのものとして考えなければいけませんし、子育て応援課のところにその部分を、幼稚園の部分も集約をするというような形でお話をしております。それと同時に、学童保育の観点は子ども健全育成の部分は子育て応援課の範疇になるわけですから、その部分で検討していきたいですし、昨年定員オーバーするということになって、増築か、あるいは新築か、あるいは他の場所かというようなことを考えて、幼稚園の部分を一定使用してというような話もありましたけれども、結果的には定数内というか、支援のあそこの分を入れると、厳密に言えばご指摘のとおりなのですけども、ということになっております。

私としては、あそこのエリアを子育ての一つのエリア、支援も含めて児童、それと就学前の部分も全部含めた部分でそういうセンター的な役割をする部分として考えております。その部分について、今まだその部分の構想が煮詰まってもいませんし、いろんな関係機関と話し合い、関係部局との調整もできておりませんというような形で、そういうところをにらみつつ、学童保育あるいは放課後の健全育成事業についても検討していきたいと。場所あるいは運営形態、その他も含めまして非常にいろんな課題はあるわけなのですけども、そういう方向を目指したいというふうに考えているわけでございます。抜本的な解決ということで、いろんな部分でありますけれども、関係機関と連携するということはそういう意味でありまして、これについては、議会の皆さんはもちろんのこと、設置者、設置を委託している我々、そして委託をしているところ、それと子育て委員会、それといろんな部分で村民の皆さんの意見を反映しながら進めていくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 安村さん。

○1番安村議員 それでは、今のご説明を含めて、もう少し先に進めたお話をちょっといただきたいというふうに思っています。

基本的に今ご説明いただいた部分で本当に私が心配しているのは、今のどんぐり保育所内、確かに総体的に125.48平米で76名の収容人数が可能だという回答をいただきましたけれども、あの施設内に卓球台置いたり、遊び台置いたりして、本当に76名が満度に入れるのか。単純に並列的に生徒を入れて76名が、基本的には畳1畳分ですよ、1.65ですからおおむね。その中で76名入れるのですという説明は、私は納得しません。基本的には納得できません、現実的に。何も無いところで、あそこを子育て支援センターも含めて利用するのだという説明をいただけるのだったら、何も知らない人だったらそれはうなずくかもしれないけれども、卓球台置いたり遊びの道具があったりなんなりしている中で満度に使

える部分が本当に125平米あるかという、現実的でないわけですよ。その中で、今の回答の中でいただいている当面として76名が収容できるからいいのではないかというのは、村長、回答としては僕は乱暴だと思います。

せっかく1年生から6年生までという部分で改定しながら、それらの具体的方針が示せない中で1年生から6年生までに改定したというのは僕はある意味では間違っているのではないかというふうに思っているのです。1年生から6年生までやるのであれば、新たな施策を早急に具体的に出していただかないと、基本的に一番被害こうむるのは子どもたちですからね、言っておきますけれども。あそこの周りに、私も見てきましたけれども、いろんな遊び道具や何かがある程度置かれていて中で76名が円滑に1年生から6年生まで、6年生といたら1メートル50とか60ありますよね、その子どもたちが安全で安心してその部分で過ごせるかという、私はそれはちょっと、遊べるという認識を持っているのだったら、僕はそれは間違いだというふうに的確に端的にご指摘をさせていただきたいと思っています。

ここまで言っている中でなぜ言うかという、今の本当の課題は、申しわけないけれども、協議します、協議しますと言っているのだけれども、決裁権がどこにあるか、決定権がどこにあるかということです。行政は指導する立場というのは明確になっているわけです。委託先も含めて、改善命令も含めてできる形になっているのだけれども、教育委員会あるいは教育委員会が絡んでの社会福祉法人、村という三すくみの中でもし動くとなれば、協議はできるかもしれないけれども、抜本的な改善の方針策は絶対出せないと思っているのです。それはなぜかという、決定権というか、決裁権がどこかでリーダーシップをとっていただかないとそれは明確な方針が示せないという形になりますので、お互いまあまあ、まあまあと言っていて、これ5年後も七十何人いるわけですよ、推定で。40%見ていての村長の説明では、実質的にもし多ければ33年、まだ90名以上いるという形になるのですよ、推定で。全体的に減るという中で七十五、六におさまるというシミュレーションしていますけれども、現実的にきちっと受け入れ態勢をするのだったら、条件的に90名以上は絶対要ということですよ、5カ年で。だから、それらを含めて5カ年過ぎたらまた何らか新たな政策というのではなくて、今緊急に具体的に村がやるべき協議としてもまず具体的にどのような協議に入るのか、決裁権、行政が主導権握っているわけですから、その分の行政の手腕としてどう発揮して指示できるのか、そして今の飽和的なマンネリ化している児童のオーバーフローした部分を的確に安全に安心して子育て支援という部分でちゃんと構築できるのか、その点きちっと、村長が今思っている中での発想で構いませんので、もう少し具体的というか、明確に答えていただければというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 大変申しわけないですけども、自分としては、私としては先ほどご指摘があったとおり、村の放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の中でも1.65平米のことも記載してありますし、ただ専用区間と言われる部分については衛

生及び安全が確保されなければならない。ただし、備品等々についても置かなければいけないということも、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではないというようなことが書いてあります。ただ、その部分で本当に適切に配置されているのかどうかということについては、やっぱりきちんと子どもたちの安全を確保するという意味ではしっかりしていかなければいけないのかなというふうに考えています。

設置者として、児童福祉法もありますけれども、子ども・子育て支援法がつくられまして、その部分について村としてはその中で動いております。市町村は基本指針に則して5年を1期とする教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体系の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとするというようなことで、実際の責任、村としての責任が明記をされております。それを受けまして、村の子育ての事業計画も立てておりますし、そしてその中で今年度もこの間の子育て委員会の中でも総括しておりますけれども、平成28年度の進捗状況ということで、放課後児童クラブの受け入れ態勢の拡充検討、対象学年の延長時間の拡大等を検討し、利用しやすい施設運営に努める。利用者、希望利用者が待機することなく利用できるよう受け入れ態勢の充実に努める。更別小学校だけではなく、上更別小学校についても保育の利用等について放課後児童対策の調整に努めるということで、今年度の実施状況としてそこに児童の先ほど言った人数の部分、それと保育料の部分、いろんな部分で改善しなければいけないことについて総括をしております。委託はしておりますけれども、それは村としての責任でございますし、児童福祉法、そして子育て支援法の中で明記をされておりますとおり、村はそれをしなければいけないということで、ただ事業主体はそれは委託してもよろしいというようなことも書いてありますので、今はどんぐり福祉会ということになっています。

明確なビジョンということですがけれども、先ほど言ったところでまだ正直申し上げまして調整等々これからいろんな動向も踏まえまして考えて勘案していかなければならないこともあります。速やかに具体的な方法でやっていかなければならないということは存じておりますし、さきの委員会のお話にもありましたように、対策案を速やかに示すことが児童及び保護者に対する責務であるというふうに言われていますので、その辺は重く受けとめております。その辺をしっかりと受けとめながら、子育てエリアといいますか、そういうような部分とか、子育て応援課とか、あるいは幼稚園と保育園の部分のことも含めまして、それと学童保育のことを含めまして総合的なビジョンを組み立てていきたいというふうに思っていますので、できるだけ早くその部分についてお示しを議会にしたいというふうに考えておりますので、今回はそういうふうな形でよろしくご理解をお願いしたいなというふうに思います。

以上でございます。

○1 番安村議員 いろいろな面で今子育て支援の関係でご質問させていただきました。いずれにしても、待ったなしの大切な子どもの発育のため、支援のための対策ですので、い

ろんな部分の中で単純にここを一部いじった、ここを一部改善したということでは改善策になりませんので、その点今ご回答いただいたように早急に具体的な事案をもってご提案いただけるように期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議 長 次に、4番、織田さん。

○4番織田議員 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、役場庁舎内にエレベーターの設置をですけれども、今役場本庁舎において2階や3階へ行くには階段を上がるしかありません。私も3階まで上がるのは大変つらいときもあります。まして、車椅子等を利用している障害者の方や高齢者の方においては、大変な苦痛ではないかと思います。2階には、村長室を初め総務、企画、産業の各課、それに農業委員会が入っております。3階には議会事務局、それに議会を初めほとんどの会議が3階の会議室を利用されているのも現状です。障害者や高齢者にとっては、議会の傍聴や2階の各課に出向くのにも大変な思いがあり、自然と足が遠のいてしまうのではないのでしょうか。私は、弱者を初め、全ての住民の方に庁舎を利用しやすくするためにも、今後庁舎を建てかえる計画がないのであれば、庁舎内にエレベーター等の設置を考えることも必要ではないかと思いますので、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員の役場庁舎にエレベーターの設置をについてご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、役場庁舎にはエレベーターは設置をしておりません。織田議員さんが言われるとおり、障害者や高齢者の方々にとっては階段の上り下りは大変な苦痛だというふうに考えております。従前から、そのような来庁者に対しましては担当職員がおりてきて対応するというようにしているところであります。この庁舎は、昭和55年に建設し、36年が経過をしております。昭和56年建設基準以前の建物でありますことから、平成18年に耐震補強工事を行いました。鉄筋鉄骨コンクリート構造でありますので、通常60年程度は使用可能としますと、今後大きな災害、これはわかりませんが、起こらない限り約25年は使用できる、可能であるというふうに考えておるところであります。また、財政事情によりましては、長くこの庁舎を使用せざるを得ないことも想定がされるところであります。

ご質問のエレベーターの設置を考えてはどうかということですが、設置ができれば、本当に人や重い物の移動にはすごく便利でもありますし、全国でも築30年以上経過した2階建てあるいは3階建ての庁舎にエレベーターを設置した事例もあります。耐震補強時や庁舎全体のリニューアル時に行っているというふうにお聞きしております。本庁舎は、何回か検討されているようですが、内部への設置とかという部分については非常に困難であるというふうに判断をされています。設置場所をどこにするのか、あるいは設置費用も高額であるというふう聞いております。その後の維持管理費、住民ニーズは当然

あると思いますけれども、利用頻度、費用対効果、優先順位、いろんな角度から少し、即答はできないのですけれども、時間をかけて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきますと思います。

○議 長 織田さん。

○4番織田議員 私は、庁舎は村にとっては顔だと考えております。これから熱中小学校を初めいろいろな事業が展開される中で、村民だけではなく村外からもいろんな方が庁舎を訪れると思います。その中で、障害者や体の弱い方、あるいは高齢の方もおられるでしょう。それで、住みやすい村づくり、訪れやすい村づくりを考えるためにも、庁舎みずからバリアフリーに気を使い、村長室においても誰でも訪れられるような環境をつくることも必要でないかと思います。確かに村長言われたように費用も高額であり、利用頻度も少ないかも知れません。しかし、そこは費用対効果を求めるものではなく、人に優しく、福祉に力を入れている村づくりのことも考えて、積極的に考えていくことも考えられるのではないかと思います。再度村長にお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんのおっしゃるとおりなのです。私も福祉の村づくりということで、人に優しく、そしてそういうことを大切にするということを理念に掲げていますので、できることであれば速やかに着手をしたいというふうに考えておりますけれども、いろいろと調べてみました。エレベーター1基どのぐらいかかるのかとか、構造上の問題、どこからどこへ通すのかという問題とか、いろんな関係部署とかにも問い合わせましたけれども、非常に高額なお金がかかります。お金で、費用対効果でそういうことを削っていいのかという問題もありますけれども、実際財政規模とかいろんな状況考えると非常に難しいところもあるのかなというようなことも考えます。福祉のあちらの隣の建物にはエレベーター一ついております。こちら側には、あそこで敬老会等々を行っていたということで、障害者のための椅子型のリフトというのですか、曲線階段用升降機、階段升降機というものもあります。こういう部分ですと幾分費用は安くなるのかと思うのですけれども、それについても技術的ないろんな部分がクリアしなければいけない問題があるというふうに聞いています。今の段階では、先ほど回答した状況から一步も進まないのですけれども、その費用、あるいはメンテナンス、附帯工事等々を鑑みて、現在は直ちにとすることはできませんし、いろんな意味がありますので、少し時間をかけて検討していきたいということで、必要性としては十分自分としては把握しておりますけれども、私としても考えておりますけれども、そういう形で今回ご回答させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 織田さん。

○4番織田議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

台風の災害の質問になりますが、今までの補正を初め、いろんな機会でのいろんな質問が

されているところでありますが、重なる部分もあるかもしれませんが、あえて質問させていただきます。

今まで例のない8月のたび重なる台風の上陸や接近に伴い、本村においても大変な被害が出ております。特に10号台風の被害による大雨では、川の氾濫や排水不良などによる住宅等への浸水、また農地や農作物への被害も甚大です。農地においては、水が冠水し、たまっているところも多く見られ、今後作物への影響及び農作業への影響が大変懸念されております。そこで、今後村の災害対策のあり方及び農地等への排水対策について村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんの台風9号、10号の災害対策等についてのご質問にお答えをいたします。

12日の日にも一般行政報告で報告をさせていただきましたが、先般の先月の17日の台風7号が十勝に上陸をして、特に暴風雨による被害が発生をしました。その後立て続けに9号、11号が横切り、30日から31日未明にかけて台風10号とともに北上した暖かい空気が日高山脈で雨雲となり、300ミリを超える豪雨により、特に山脈沿いの市町村初め、管内に甚大な被害をもたらしました。この影響は、本村におきましても深刻であると受けとめているところでございます。その後、台風でありませんでしたけれども、温帯低気圧に変わった低気圧で非常に雨の部分も多くて、非常に大変な災害になりました。

農地や農作物への影響につきましては、折からの天候不順に追い打ちをかける形で、冠水、浸水、倒伏などが見られます。また、圃場の状態が悪いことから、現在もそうですけれども、収穫作業、防除作業におくれ、あるいは入れないという状況が生じております。主要作物である豆類、バレイショ、てん菜、スイートコーン、飼料用作物に大きな被害が出るということと、私も作況調査にも行って実際に見てまいりましたが、現在収穫が終わった段階でも今まだ土の中とか、バレイショとかいろんな部分ありますけれども、それを収穫した段階でまだ被害が出るのではないかとということで継続調査中というような形であります。

河川及び排水路につきましても、のり面が崩壊するなど被害が出ました。今後の降雨により被害が拡大するおそれのある箇所につきましては、早急に修繕を行うべく本日補正予算を議決いただいたところであります。ただ、修繕で対応し切れない被害の大きな箇所もあります。今後国営事業等、国や道に働きかけを行い、スピード感を持って抜本的な改修に向けて強くこれは要望していかなければいけないというふうに考えております。また、上更別地域の冠水が長期化をしております。圃場の排水対策につきましては、関係地域の生産者と応急排水対策について協議も行いました。応急排水路の設置ということではなくて、排水ポンプの造設、今4基ということで、きょうあたりからちょっと水が引いてきているという状況もありますので、少し基数は、線は減らしておりますけれども、4線から3線というふうな形になっておりますけれども、対応をしているところであります。上更

別地域の排水対策として計画しています東12号の排水路につきましては、来年着工となります道営畑地帯総合整備事業、更別第2地区で整備を行う南14線の排水路にあわせて平成33年度完成を目指しているところでございますけれども、何回かお話ししますように、計画期間5年ということでもありますけれども、3年をめどに早期にこれを早く着工して、短期に短縮して早期整備に努めてまいりたいという所存であります。

過去において短期間に複数の台風による被害は、昭和56年8月上旬に大雨、同月下旬の暴風雨により農林業、家屋、道路、河川など約9億5,000万円の被害があったところであります。平成9年度に発行しました村史にこれが本当に生々しく記載をされております。災害対策につきましては、大災害で得られた教訓をもとに国が防災基本計画を修正し、それを踏まえ、都道府県、市町村、地域防災計画を修正し、災害予防、応急対策、復旧対策を実施してきているところであります。昨年9月の関東や東北で起きました豪雨災害による鬼怒川の堤防決壊がもたらした近年例を見ない被害が生じていることも踏まえ、また今回の我が村の被害も踏まえ、異常気象、地球の温暖化に伴う影響により今後さらに大雨がまれにということではなくて本当に日常的に短時間に強雨の発生する頻度、降水量が増大するということは予測をしておりますので、施設能力を上回る自然現象による水害ということも考えられます。極めて大規模な水害が発生する懸念もますます高まっているというふうに考え、その部分で極地化、集中化、それで激甚化するおそれがある、そういうような新たな災害のステージに合わせた防災、減災のあり方を検討する必要があると強く感じております。

北海道は台風の直撃はめったにない、北上に従って勢いは衰えてくるという思い込みは、我々に少なからずあったのではないかというふうに感じております。村としても2回の災害対策本部を設置し、1つは真夜中に全職員招集しまして、災害対策本部ということでやりました。それでも安全上の問題とかいろいろご指摘もあったわけですが、その部分でも防ぎ切れなかった部分もいっぱいありますので、たくさんありますということで、今回の未曾有の歴史的とも言える大災害に直面したことを本当に教訓としまして、認識を新たにして具体的にこのような新たな段階にどのような状況でどのような部分が想定されるのかという、ハザードマップ的なものも含めましてそういうようなものもシミュレーションし、そしてそれに対して村の財産、村民の命をどういうふうに守っていくのかという、あるいは地域経済が壊滅的な打撃を受けないためにも、どのような枠組みや備えが必要かについてしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご回答といたします。

○議 長 織田さん。

○4番織田議員 今回の台風は、今まで被害のなかったところも大変被害が出ています。私は、今回被害に遭ったところはこれからも大きな被害が出ると考えております。先ほど村長言われましたように、川の改修、橋、そして排水路の新設などはぜひ村を挙げて国や道にしっかり要望していただきたいと思います。

一方、村として何ができるかと考えたときに、今回の台風で道路の側溝ですか、側溝が農地の排水先としても大変重要な役割を果たしておりました。また、水の流れは結構道路の側溝を伝って流れていますが、残念ながら側溝が浅かったり、あるいは村道を横断している管が細かったというか、小さかったりして、あるいは詰まっている場所もあり、水がのみ込めなく、あふれ出している状況でありました。今回流れた側溝につきましては、これからのことを考えますと排水路あるいは河川とつながった計画管理を今後も考え直していかなければならないと思います。

それと、もう一つは、これは結構村民から言われるのですけれども、台風があった後、個人的な被害というのですか、大きな被害でなくて、例えば地下室に水が入ってしまった、庭木が倒れてしまった、いろいろあると思うのですが、そのとき村民は行政に相談をしたいわけなのですけれども、窓口がはっきりわからないという声もありますので、今後災害等が起きたときには行政の窓口を一本にして、ここへ相談してもらえれば業者さんを紹介するなり、一応皆さんの不安を払拭できるようなことも考えていっていただけたらどうかと考えて、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 1点目につきましては、一般行政報告でも申し上げました。道路の側溝あるいはいろんな排水路の破損等、非常に大きなものがありました。ご指摘のとおり、のり面の崩れはもちろんですけれども、排水管というのですか、連絡管が細過ぎて、私も何回か目視してきましたけれども、のみ口の詰まり等、1級河川でもそういう場所があったということで、これは大変な問題だなというふうに思っています。横断管ものり面が崩れたり、のみ口の詰まり、それとか側溝の破損、これもありました。道路洗掘横断管破損もありました。ということで、いろんな部分でこのように一般行政報告でお示ししましたけれども、この部分についてはしっかりと検討していくというか、どうしていくのかということについてご指摘のとおり考えて検討して対策を練っていかねばいけないというふうに思います。

2点目のいろんな、床下浸水ということもありましたし、いろんな部分ありました。それは、道路を越水して水が流れてきたり、あるいは河川のいろんな堤防、土のうを積んだ部分のところから水があふれたりというようなところもあったのですけれども、これについては今回もたくさんありましたけれども、相談窓口として建設水道課とか産業課が中心になってやっておりますけれども、その部分について相談をしていただければ、その部分でいろんな部分の対応等についてご相談に乗っていきたいというふうに考えています。住民の皆さん方の全てがご要望どおりというふうにはいきませんが、いろんな形で対応策、いろんな部分について、その辺についてはご進言とかいろんな部分でしたいというふうに思っていますので、その部分についてはしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 織田さん。

○4番織田議員 もう一点は、今後このような大きな災害が起きたらということなのですが、今回の台風により清水町、新得町、大樹町では水道施設に大きな被害を受け、大変長期間大規模な断水が続いており、町民は大変つらい思いをしていると聞いております。また、人のみならず、酪農家の牛につきましても飲み水が不足しており、普通はミルク運ぶローリー車が水を運んできて対応しているという話も聞いております。更別でも、今回はなかったのですが、台風のみならず、大地震などでいつ大規模な断水が起きるかもわかりません。過去にも一時断水が起きたこともあります。人が生活していく上で、大変水は必要であります。その中で、更別は地下水が大変質のいい地下水だと言われております。現に地下水を利用されている方も数多くおられるわけなのですが、いつ起きるかわからない災害、断水に備えて、村の必要なところや市街地区に地下水を利用できるような施設を今後のために整備していく考えはないのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 ただいまご指摘の断水あるいは農業用水というようなこととかの部分については、しっかり考えていかなければいけないというふうに思っています。率直に申し上げまして、あの日はほかの町村が断水を余儀なくされた日も更別村は朝7時に判断をしました。そこまでは札内川のダムが許容量、能力以上の貯水量ということになりまして、あそこから出水しておりますところで非常に水の濁りがあるということで、貯水槽がまだ生きているというような状態がありまして、7時の段階でこれ以上能力を超えた場合については更別村民に対しても断水あるいは節水と呼びかけるということで準備をしておりました。ただ、7時の段階で向こうのほうから、更別村さんについては断水、節水のあれはしなくてよろしいですというような話がありましたので、本当に一同ほっとしたのですが、きちんとそれに対する備えもしておかなければいけないのかなというふうなことを思いました。ということで、地下水の整備等はまだちょっと私も具体的には把握はしていないのですが、いろんな農業用水、大樹の方たちは本当に酪農関係で困ったということもあつたりもお聞きしております。そういう形で、もしそういうことが検討できるのであれば、関係部署としていろいろ照会をして、そして検討していきたいというふうに思っております。

大樹町、お隣ですけれども、ちょっと遅かったのですが、酒森町長にも連絡をしました。飲み水がないということで、うちも何か協力できることはないかというようなことでお話をしました。広尾とか忠類とかに接しているところもありまして、その部分で支援を受けたようにお聞きしています。ただ、9月1日の開村記念日の日に福祉の里温泉にかなりの数の人が殺到していたということで、その中には大樹町民の方が、忠類のナウマンもいっぱいだということで来られたということで、急遽私が判断をしまして、3日間無料で福祉の里温泉を大樹町民の方使っていただきたいということで、3日延べ47名の方が

利用していただきました。そして、酒森町長から、本当にありがとうございましたというふうに言われましたけれども、町民の方から、放送が大樹町に流れたときにうれしかったと、それだけが幸いであります。もっと早くから取り組んでいけばよかったなということで、近隣町村ともしっかりと助け合っていかなければいけないというふうに考えました。織田議員さんご指摘の部分については、今後しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番織田議員　ありがとうございました。今後検討できるものは十分検討していただきたいと思います。

○村　　長　はい、わかりました。

○4番織田議員　終わります。

○議　　長　ナイターということで、休憩はとりません。

引き続き、2番、太田さん。

○2番太田議員　通告に従い、一般させていただきます。

質問事項ですが、高齢化社会に向けての準備と国際化する世の中への対応ということです。要旨が地域おこし協力隊を英語をネイティブに話せる人を採用し、幼稚園へ専属配置してはどうかということです。グローバル化に向けて、私はその重要性ときっかけを今まで訴えてきました。そして、村長はグローバル化の重要性について私と共通の認識を持っていると今までの一般質問でもお答えいただきましたが、グローバル化に向けて余り進んでいないのが現状のようです。私は、幼いころから英語に触れ、なれる環境をつくることが大事だと思っています。なぜなら、日本人が日本語を当たり前で話せるのは、誰に教えてもらうことなく、日本語を話す環境にいるからです。ゆえに、幼いころから英語を話す環境が必要なのです。そこで、私は地域おこし協力隊を英語がネイティブに話せる人を任用し、幼稚園に専属配置してはどうかと考えます。協力隊なら月々のコストは約20万円、東京のインターナショナルスクール講師なら月々約100万円、ここで5倍の金額の差が出ます。更別幼稚園は月々6,500円の授業料、インターナショナルスクールは月々20万円の授業料で、今も入園待ちが続いている状況です。授業料だけ見ても30分の1の料金で幼少期から英語に触れることができるのは効率的であり、未来に輝く子どもの教育、高齢化社会を支える若者の移住定住につながると思いますし、時代に合った今後を見据えたグローバルな更別の第一歩となると思いますが、村長はどうお考えでしょうか。

○議　　長　西山村長。

○村　　長　太田議員の高齢化社会に向けての準備と国際化する世の中への対応についてのご質問にお答えをいたします。

国際化への対応、グローバル化への対応については、今太田議員からもお話がありましており、私もそのように考えております。これからの時代を担う子どもたちも含め、農業関係も含めてグローバル化社会に向かっております。だから、世界的な視野を持った、

あるいはそのような思考を持った考えで農業あるいは商工業あるいは教育を考えていかねばならないということは、これまでの答弁でも何回もお話ししてきましたし、同じ共通の立ち位置に立っているのではないかというふうに考えています。英語教育、グローバル化に伴う議員の考え方ということでこれまでもお話をいただいております。ただ、英語教育につきましては学習指導要領に基づいた取り組みを行うということで、前回ですか、先般英語教育についての国際交流等々含めましていろんな部分で回答させていただきました。国際交流については、国際友好都市のきっかけが生じた際には前進をさせていきたいというふうに答弁をしているところであります。

また、今回ご質問の幼児の英語教育につきましては、更別、上更別の両幼稚園で5歳児、年長さんを対象に月1回程度でありますけれども、外国語指導助手のALTによる交流活動を行っております。幼児期の外国語活動については、子どもたちの自発的な活動である遊びや生活の中で自然に英会話と触れることができる環境づくりを進めているようにお話をしているところであります。

このたび新しい提案ということで、幼児期から英語教育を充実させることから、地域おこし隊の制度を活用してはどうかというお話ありました。幼稚園に英語の堪能な専属教員を配置するという、教員とは限りませんが、そういう指導員ですね、そして英語に接する環境整備を進めてはどうかというご提案であります。幼児期から英語教育の提供を希望する保護者の方、あるいは移住定住、そういうような方とか、高齢化社会の対応とか移住定住にもつながるというようなこと、あるいは幼稚園の特色というのですか、そういうようなところについてのことはご指摘のとおりでありますし、若い世代の増加にもつながっていく一つの部分にもなっていくのではないかというふうに思います。地域おこし隊の制度そのものを鑑みたときに、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林業の応援、水源保全、監視活動、住民の生活支援など各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住、定着を図る取り組みについて地方自治体が意欲的、積極的に取り組むよう総務省として必要な支援を行うという事業です。この地域協力活動というのは、地域力の維持、強化に対する活動を示すわけでありまして、多岐にわたる活動が行われているということでもあります。この中で教育への支援活動というのも何例かありますし、支援活動の募集も見られることから、英語に精通する、堪能であるという自身の才能、能力を生かしたいという応募者とのマッチングがかなえば、3年間はこの事業によりその人材を確保して英語に接する環境をつくることは十分可能であるというふうに考えております。ただ、現在の村の幼稚園教育につきましては、英語のカリキュラム等については、幼稚園指導要領等もありますけれども、それ以降の小学校の英語教育の環境整備等にも関連するところがあります。今現在小学校の動きとしては、5、6年の英語活動が3、4年生におりてくるということで、5、6年生に英語というのが必修教科としてというふうな形で新しく出ております。その部分で1年生へのつなぎをどうするのか、あるいは年長の5歳児の英語活動をどうするのかという点については、

非常に検討を加えなければならないということも出てくるのではないかというふうに思います。そういう点から見れば、教育委員会との調整が不可欠であるというふうにも考えております。

また、必ずしも地域おこし協力隊がずっと確保できるというような保証があるというわけでもありませんので、この取り組みを地域おこし隊で進めるのか、従前のALTとか国際協力員とかという話もありましたけれども、幼稚園の英語活動、あるいは英語に触れる機会を充実するためにどうしていくのかという点では地域おこし隊ありきで進めるというのは結構課題もあるのかなというように考えております。いずれにいたしましても、英語教育につきましては小学校、中学校の学習指導要領をもとにした外国語活動への接続を意識した継続性のある取り組みは不可欠であるというふうに考えているところでありますし、教育委員会との連携、事業の実施の可能性について、先ほども申し上げましたけれども、人員の確保等々、あるいはそういったものを含めて考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 太田さん。

○2番太田議員 英語に対する問題というのは、子ども、幼稚園児に限らず、小学生、中学生でも今後英語というものは本当どんどん必要になっていって、授業形態が変わっていく、それに対して更別も先手を打ってそういった対応をとっていかなければいけないところだと私は思います。それに向けて、今ある5歳児はALTとか、国際化に向けて進んでいるところもあると思うのですが、一步進んだ英語教育というものを考えていってほしいと思います。

そして、その事業実施の可能性というところなのですけども、どうつくり上げて、どう目標達成というか、成功させていくかというプロセスだと私は思っています。つくり上げていく可能性を探るその第一歩目は、まず先進的な場所を目で見て、イメージをつくって明確にしていくこと、まずは英語教育をやっている保育園や幼稚園を視察することが一番だと思います。実施の可能性を考えては、会議室で検討するより一步踏み出した視察ということで、1つずつクリアしていくことが一番だと思いますが、私はその一步を踏み出した視察、見るのが重要で、やらなければいけないことだと思っています。村長はどうお考えですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 これは、前にも回答申しましたとおり、そういうところが特色ある幼稚園とか、保育園でもやっているところありますよね、というような部分についてそういうところを一回、どのような狙いと、そして子どもたちが具体的にどんな活動をしているのかということを実際に視察するというのも大事な部分ではないかというふうにお答えしていますので、私としてはその部分についてはやぶさかではないというふうに思います。今般作成しました教育大綱、更別村総合教育大綱の中でも、さまざまな交流を活発化すると

ということの中に重要な部分として、3、さまざまな交流を活発化することによってつながり、広がり大切に、交流を通じたコミュニケーション能力やチャレンジ精神を有する人材の育成に向けて取り組みを推進すると、国内外との交流を促進すると、国内外との交流の促進、国際社会に対応した地域づくりの推進、グローバル人材の育成を進めるということ、国際的な教育環境の充実、これからの社会には、教育にはぜひとも必要なことでもありますので、そういう部分ちょっと検討させていただいて、そういう機会を設けれるのであれば、視察等も考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 太田さん。

○2番太田議員 いろんな目線から問題というものは発生してくると思いますので、まずは視察ということを中心に置いてやっていってほしいと思います。そして、その後万が一英語教育に関してどんどん問題がある中で、問題が見つかると思うのですけれども、そういったところで継続ということになってくれば、やはり教育委員会が中心となって、例えば協力隊を採用したと、そういった運びにいくならば、村で長く働いてもらうために個人の未来というものを考えて、更別村とどういったかかわりを持って、村民全体でどう守り、協力隊であればその3年後をどうつくり上げていくか、地域に根差した人づくりというところは私は重要だなと思っています。更別村の将来というところも見据えて、どうかかわっていくかということが課題になってくると思います。子どもの教育の充実だけに聞こえるような質問の仕方しているかもしれませんが、この事業は若者の移住定住づくりの一つでもあって、高齢化社会をどう支えていくかという未来づくりというところでもあると思っています。そういった一つ一つが更別村の魅力になり、村民みんなのプラスになるようなまちづくりをしていけばいいなと思っています。地域に魅力的なことだからこそ、村も地域も苦勞して一緒に地域をよくしていくという意識づけというものが大事だと思っています。そういった今後英語教育を取り進めていく中で地域全体を巻き込むためにはどういった連携をしていくのか、どういった準備をしていくのか、どのように協議をしていくのかというところをちょっと、ありましたらご回答願いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員の思いというか、理念というか、いつも感服を受けるわけですが、いろんな部分でこれから将来の村づくりとか、あるいはそういうことのあり方、人とかかわりのあり方、そしていろんな、これは英語ということになっていますけれども、グローバル的な人材を育てていくということが将来的な高齢化あるいは移住定住、そういうところに大きくつながっていくのですよというような話は、私はごもっともであるというふうに思っています。そういうような形に結びつけていくためにも、いろんな意味で取り組みをしていかなければいけませんし、単に幼稚園の英語活動、英語教育という範疇ではなくて、国際社会に見合った子どもたちをどういうふうに育てていくのか、前にも申し上げましたとおり、3年かけてユネスコスクールを更別小学校につくったわけですが

も、いろんな働きかけをすれば、教員はもとより、子どもたちはいろんなところと交流できるわけでありましてその機会も十分に、いろんな今持っている我々の手だてというものも積極的に活用しながら、なおかつ本当にどこかの国際都市と交流できれば、大きな都市でなくてもいいですけども、非常にそこも具体性が広がると思います。また、今般進めております熱中小学校の中でもその辺の分野の専門家もおりますし、その中でいろいろなプロジェクトが生まれてくればいいのかなというふうに思っています。そういう点でも、そのことを見据えて村づくりの観点、人づくりの観点から村としてもかかわっていききたいなというふうなことを考えております。

以上でございます。

○２番太田議員　村長の強いリーダーシップをもって今後取り進めていってほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議　長　これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第１７　議員の派遣の件

○議　長　日程第17、議員の派遣の件を議題といたします。

10月8日から9日にかけて札幌で開催される札幌さらべつ会総会、懇親会に村瀬議員と私松橋を、10月31日に幕別町で開催をされる十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を、11月28日から30日にかけて友好姉妹都市表敬訪問のため宮城県東松島市に安村議員、太田議員、織田議員、上田議員、村瀬議員を派遣いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議　長　異議なしと認めます。

したがいまして、10月8日から9日にかけて札幌市で開催される札幌さらべつ会総会、懇親会に村瀬議員と松橋を、10月31日に幕別町で開催をされる十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を、11月28日から30日にかけて友好姉妹都市表敬訪問のため宮城県東松島市に安村議員、太田議員、織田議員、上田議員、村瀬議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第１８　閉会中の所管事務調査の件

○議　長　次に、日程第18、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会、産業文教常任委員会は台風による災害の状況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をしました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもちまして本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をしました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて平成28年第3回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 7時17分閉会)